

令和5年度

外部評価実施結果報告書

令和5年11月

新宿区外部評価委員会



令和5年11月14日

新宿区長 様

令和5年度の外部評価実施結果について、次のとおり報告します。

新宿区外部評価委員会

会 長	星	卓 志
副会長	稲 継	裕 昭
委 員	山 本	卓
委 員	板 本	由 惠
委 員	上 野	麻 美
委 員	大 西	秀 明
委 員	君 島	淳 二
委 員	桐 山	早 苗
委 員	藤 川	裕 子
委 員	前 田	香 織
委 員	鱒 沢	信 子
委 員	松 井	千 輝
委 員	松 永	健
委 員	的 場	美 規 子
委 員	安 井	潤 一 郎

外部評価実施結果の報告にあたって

今年度は、第 5 期の外部評価委員会の 3 年目の評価であった。新宿区総合計画（平成 30（2018）～令和 9（2027）年度）の第二次実行計画（令和 3（2021）～5（2023）年度）のうち、2 年目の実績について、施策評価、計画事業評価を行うとともに、経常事業の取組状況の確認を行った。

事業所管部署のご協力もあり、今年度もスムーズな評価作業を進めることができた。その過程では、各委員が一つひとつの施策、事業と向き合い、理解を深める努力と真剣な検討に努めたことで、充実した議論ができた。

現地視察では、提供資料やヒアリングからは理解し得ない事柄について、丁寧に説明を頂くことも含め、深く理解することができ有意義であった。

以上を経ての評価の取りまとめの検討においては、限られた時間の中、お互いが納得するまで議論を行い結論を得ることができた。

今年度は、今期の評価を踏まえ、次期実行計画の策定にあたり、個別施策への反映を期待する事項を「提言」としてまとめ、区長に報告した。これは、単年度の施策・事業評価では、PDCA サイクルで取り扱いづらい事柄については、より上位の PDCA の中で反映し得ると考えてのことであり、これにより、新宿区の施策がより効果的に展開されることを期待している。

これらの取りまとめ作業の過程は、外部評価委員会の活動が、新宿区行政がさらに区民に寄り添ったものとなるよう貢献することを模索する過程でもあり、その結論を、本報告書及び提言の中で示すこともできたと考えている。

これらが、より良い新宿区づくりを推進していく上での一助になれば幸いである。

新宿区外部評価委員会
会長 星 卓志

目次

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成	1
2 評価活動の経過	3
3 評価の対象	10
4 評価の視点	14

第2章 評価結果

1 評価結果の概要	15
2 評価結果等の見方	16
3 評価結果	19
個別施策 I-1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる 健康寿命の延伸に向けた取組の充実	19
個別施策 I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	34
個別施策 III-3 地域特性を活かした都市空間づくり	41
個別施策 III-4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、 わかりやすいまちづくり	46
個別施策 III-6 交通環境の整備	48
個別施策 III-16 平和都市の推進	55
個別施策 V-1 行政サービスの向上	57

第3章 今後に向けて

<資料>

1 新宿区第三次実行計画（令和6～9年度）への提言	66
2 新宿区第三次実行計画（令和6～9年度）への提言（令和5年度）	70
3 新宿区外部評価委員会委員名簿	76
4 新宿区外部評価委員会条例	77
5 新宿区行政評価制度に関する規則	79

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 外部評価委員会設置の経緯と目的

新宿区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、新宿区総合計画（以下「総合計画」という。）と新宿区実行計画の進行管理を行うため、平成19年9月、区長の附属機関として新たに設置されたものである。

この間、総合計画の施策（以下「個別目標」という。）、新宿区第一次実行計画（平成20～23年度）（以下「第一次実行計画（平成20～23年度）」という。）、補助事業の評価を実施し、平成24年度からは新たに経常事業評価を開始した。また、平成25年度からは、新宿区第二次実行計画（平成24～27年度）（以下「第二次実行計画（平成24～27年度）」という。）の評価、平成29年度からは、新宿区第三次実行計画（平成28・29年度）（以下「第三次実行計画（平成28・29年度）」という。）の評価、平成30年度からは、総合計画の個別施策（以下「個別施策」という。）の評価、令和元年度からは、新宿区第一次実行計画（平成30(2018)～32(2020)年度）（以下「第一次実行計画（平成30～32年度）」という。）の評価、令和4年度からは、新宿区第二次実行計画（令和3(2021)～5(2023)年度）（以下「第二次実行計画（令和3～5年度）」という。）の評価を実施している。

外部評価委員会は、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくことを目的としている。

(2) 所掌事務

- ◇ 外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。
- ◇ その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、次の15名で構成されている。

- ◇ 学識経験者3名
- ◇ 公募による区民6名
- ◇ 区内各種団体の構成員6名

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の三つの部会を設置している。

第1部会：まちづくり・環境・みどり

第2部会：福祉・子育て・教育・くらし

第3部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業

(5) 評価の流れ

区が実施する行政評価には、行政内部が実施する内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価があり、その流れは次のとおりである。

① 内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を「内部評価委員会」として、各部が実施する施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を分析、検証し、区長に報告する。

区長はその結果を公表する。

② 外部評価

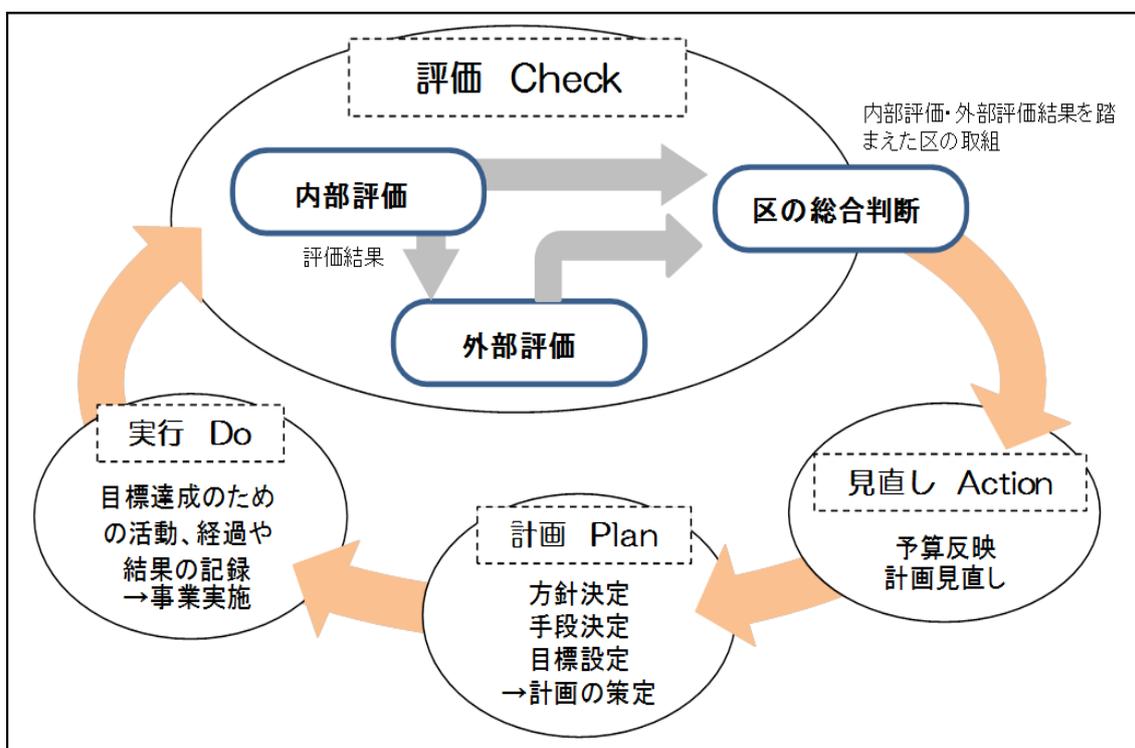
「外部評価委員会」は、上記①の内部評価結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析、検証し、区長に報告する。

区長はその報告を公表する。

③ 区の総合判断

区長は、内部評価及び外部評価、また、これらに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会とも調整した上で、区の総合判断を行い、予算編成に反映する。

区長はその結果を公表する。



2 評価活動の経過

【平成 19 年度】

平成 19 年度は外部評価委員会の立ち上げの年であり、評価の手法・手順など全体的な流れをつかむこととして評価を実施した。

【平成 20 年度】

平成 20 年度は、本格的な外部評価の実施として、平成 19 年度に外部評価を実施した対象施策を掘り下げるとともに、関連施策を抽出して 18 施策を対象に評価を実施した。さらに、補助事業については、関連する計画事業と併せて確認した。

【平成 21 年度】

平成 21 年度は、平成 20 年度から始まった総合計画及び第一次実行計画（平成 20～23 年度）に係る内部評価のうち、まちづくり編に係る個別目標及び計画事業全ての評価を行った。評価に当たっては、新宿区基本構想の理念である「新宿力」を形づくる上で、「協働」は重要な手法の一つと考えられるため、基本となる四つの視点のほか、「協働」を軸に評価を実施した。

【平成 22 年度】

平成 22 年度は、計画事業について、平成 22 年度内部評価実施結果報告書（以下「内部評価報告書」という。）のほか、平成 21 年度の外部評価結果を踏まえた区の取組についてを確認した上で、評価対象を抽出して評価を実施した。また、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の実績を踏まえた補助事業の内部評価が行われたため、外部評価委員会においても全補助事業を対象に評価を実施した。

【平成 23 年度】

平成 23 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の策定の年に当たるため、平成 23 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）を評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第二次実行計画（平成 24～27 年度）に外部評価委員会の意見を反映させるため、「第二次実行計画の方向性に対する意見」を付した。また、経常事業の内部評価が試行されたことに伴い、外部評価委員会として経常事業評価の手法等について、内部評価の課題を抽出し検証を行った。検証結果は、「経常事業評価（試行結果）について（評価手法の確立に向けて・外部評価委員会意見）」（以下「経常事業評価外部評価意見」という。）として区長に報告した。

【平成 24 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 24 年度は、第一次実行計画（平成 20～23 年度）の最終年度の評価であるため、上位計画である個別目標について外部評価委員会意見を付した。また、計画事業（まちづくり編及び区政運営編）については、平成 20 年度から平成 23 年度までの第一次実行計画期間における総合評価を実施した。さらに、経常事業についても新たに外部評価を行った。

【平成 25 年度】

平成 25 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の初年度の評価であり、計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとし、計画事業のまちづくり編の約半数となる事業の評価を行った。

また、経常事業は平成 24 年度に比べて内部評価の事業数が増えたため、外部評価についても対象事業を増やして評価した。

【平成 26 年度】

計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとしたため、平成 26 年度は、平成 25 年度に外部評価を行わなかった約半数の事業について評価した。

また、経常事業は、平成 23 年度の経常事業評価外部評価意見に基づき、区民に身近で区民目線から評価可能な事業、協働の視点が入る事業として、主に自治事務に関する事業を抽出して評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書を読み込んだ上で、各事業課から事業に関する資料の事前提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング後の再質問を行った。

評価結果は、計画事業・経常事業ともに、部会ごとに取りまとめた後、外部評価委員会として全体のまとめを行った。

【平成 27 年度】

平成 27 年度は、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の策定の年に当たるため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全てを評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第三次実行計画（平成 28・29 年度）に外部評価委員会の意見を反映させるため、例年より早く評価結果の取りまとめを行った。

経常事業評価は、平成 27 年度が、平成 24 年度から実施してきた最終年度であるため、経常事業（まちづくり編）だけでなく、経常事業（区政運営編）も評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書のほか、事業に関する資料や過去の評価結果なども参考とし、評価の効果・効率性の向上に努めた。

【平成 28 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 28 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の最終年度の評価を行った。また、平成 24 年度から平成 27 年度までの第二次実行計画期間における総合評価を実施した。このため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全事業だけでなく、計画事業（区政運営編）も評価し、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の振り返りを行った。

【平成 29 年度】

平成 29 年度は、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の初年度の評価であり、また、第一次実行計画（平成 30～32 年度）の策定の年に当たるため、計画事業のほぼ全ての事業について評価を行った。評価作業に当たっては、効率化を図るため、内部評価報告書のほか、事業に関連する資料やヒアリングの事前質問・事後質問を活用するとともに、書面評価も実施した。

また、平成 30 年度から始まる新総合計画期間において、より適切に施策・事業の進行管理を行っていくために、平成 28・29 年度の 2 か年でこれまでの行政評価制度を振り返り、新たな手法について検証を行った。検証結果は、「行政評価の手法等の検証について」として区長に報告した。

【平成 30 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 30 年度は、これまでの計画事業単位の評価に加えて、施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第三次実行計画（平成 28・29 年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

評価作業に当たっては、より効果的・効率的に評価を行うため、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、評価対象の個別施策に関連する施設等の現地視察を実施した。

【令和元年度】

令和元年度は、平成 30 年度に引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第一次実行計画（平成 30～32 年度）の初年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。また、施策単位の評価が 2 年度目であり、評価の対象となる個別施策の数を増やして実施した。

【令和 2 年度】

評価対象である 6 個別施策について外部評価の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止とした。

なお、第 4 期外部評価委員会委員の任期満了に伴い、3 年間の活動の総括として「行政評価の課題と意見」を取りまとめた報告書を作成し、第 2 回外部評価委員会（全体会）において区長へ報告した。

【令和 3 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である令和 3 年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第一次実行計画（平成 30～32 年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和 2 年度の取組・評価に加え、これらが第二次実行計画（令和 3～5 年度）にどのように反映され、令和 3 年度において取り組まれているかを評価した。

評価作業に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を行い、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、ヒアリング後、評価の取りまとめを行った。現地視察は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたものの、オンライン併用で委員会や部会を開催し、評価作業を進めた。

なお、内部評価が計画事業単位での評価から、各計画事業を構成する一つひとつの事業（枝事業）ごとの評価を実施したことに伴い、外部評価も同様の評価を実施した。

【令和 4 年度】

令和 4 年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第二次実行計画（令和 3～5 年度）の初年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和 3 年度の取組・評価に加え、これらがどのように反映され、令和 4 年度において取り組まれているかを評価した。

評価作業に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、オンライン併用で委員会や部会を開催した。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により現地視察を中止したが、令和4年度は感染症対策を講じた上で実施した。

【令和5年度】

令和5年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第二次実行計画（令和3～5年度）の2年目の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和4年度の取組・評価に加え、これらがどのように反映され、令和5年度において取り組まれているかを評価した。

なお、令和5年度は第5期外部評価委員会委員任期の最終年度にあたることから、令和3～5年度の外部評価実施結果を踏まえ、令和5年度に策定される第三次実行計画への提言を実施した。

【活動経過】

≪全体会≫

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和5年5月17日	1 評価方針について
第2回	令和5年10月23日	1 評価の取りまとめについて
第3回	令和5年10月24日	1 「新宿区第三次実行計画への提言」に係る対応について

≪部会≫

[第1部会]

評価対象：個別施策Ⅲ－3「地域特性を活かした都市空間づくり」

個別施策Ⅲ－4「誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」

個別施策Ⅲ－6「交通環境の整備」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和5年6月23日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和5年7月10日	<p>1 ヒアリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 計画事業41「地区計画等のまちづくりルールの策定」 ◇ 計画事業42「景観に配慮したまちづくりの推進」 ◇ 計画事業47「自転車通行空間の整備」 ◇ 計画事業48「駐輪場等の整備」 ◇ 計画事業49「安全で快適な鉄道駅の整備促進」 ◇ 評価対象の個別施策を構成する経常事業 <p>【担当課】 みどり土木部（道路課、交通対策課）、都市計画部（都市計画課、景観・まちづくり課、防災都市づくり課、建築調整課）</p>
第3回	令和5年7月25日	1 現地視察 視察場所：高田馬場駅周辺地区
第4回	令和5年8月18日	1 評価の取りまとめについて

[第2部会]

評価対象：個別施策Ⅰ－１「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」

回	開催 年月日	審議事項等
第1回	令和5年 6月26日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和5年 7月24日	<p>1 ヒアリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 計画事業1「気軽に健康づくりに取り組める環境整備」 ◇ 計画事業2①「高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進（高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業）」 ◇ 計画事業2②「高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業）」 ◇ 計画事業3①「生活習慣病の予防（生活習慣病治療中断者への受診勧奨）」 ◇ 評価対象の個別施策を構成する経常事業 <p>【担当課】 地域振興部（地域コミュニティ課、生涯学習スポーツ課）、福祉部（地域包括ケア推進課、高齢者支援課）、健康部（健康政策課、健康づくり課、医療保険年金課、高齢者医療担当課、衛生課、保健予防課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター）、教育委員会事務局（教育指導課）</p>
第3回	令和5年 8月9日	1 現地視察 視察場所：東五軒町地域交流館
第4回	令和5年 8月18日	1 評価の取りまとめについて

[第3部会]

評価対象：個別施策Ⅰ－7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」

個別施策Ⅲ－16「平和都市の推進」

個別施策Ⅴ－1「行政サービスの向上」

回	開催 年月日	審議事項等
第1回	令和5年 6月28日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和5年 7月21日	<p>1 ヒアリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 計画事業21「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」 ◇ 計画事業22「若者の区政参加の促進」 ◇ 計画事業64「平和啓発事業の推進」 ◇ 計画事業69「多様な決済手段を活用した電子納付の推進」 ◇ 計画事業70「行政手続のオンライン化等の推進」 ◇ 評価対象の個別施策を構成する経常事業 <p>【担当課】 総合政策部（企画政策課、行政管理課、区政情報課、情報システム課）、総務部（総務課、税務課）、地域振興部（地域コミュニティ課、戸籍住民課）、子ども家庭部（男女共同参画課）、健康部（医療保険年金課、高齢者医療担当課）</p>
第3回	令和5年 8月2日	<p>1 現地視察</p> <p>視察場所：男女共同参画推進センター</p>
第4回	令和5年 8月10日	1 評価の取りまとめについて

3 評価の対象

令和5年度は、7つの個別施策を対象に評価を実施した。また、評価対象となる個別施策を構成する計画事業の評価に加え、経常事業の取組状況を確認した。

(1) 第1部会（まちづくり・環境・みどり）

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）	
<p style="text-align: center;">Ⅲ 賑わい都市・ 新宿の創造</p>	3 地域特性を活かした都市空間づくり	
	計画 事業	41 地区計画等のまちづくりルールの策定
		42 景観に配慮したまちづくりの推進
	経常 事業	434 住居表示の実施・維持管理
		435 まちづくり事業の支援
		436 都市計画審議会の運営
		437 用途地域変更等事務
		438 開発行為等許可事務
	4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	
	経常 事業	439 バリアフリーの整備促進
		440 ユニバーサルデザインまちづくりの推進
		441 ユニバーサルデザインまちづくり審議会の運営
	6 交通環境の整備	
	計画 事業	47 自転車通行空間の整備
		48 駐輪場等の整備
		49 安全で快適な鉄道駅の整備促進
	経常 事業	457 放置自転車対策の推進
		458 自転車シェアリングの推進
		459 自動二輪車の駐車対策
		461 地域公共交通への支援
462 自転車等利用環境の整備促進		
463 自転車等駐輪場、保管場所の維持管理		
464 みんなで進める交通安全		
465 交通安全施設の整備		
466 駐車場整備事業の推進		
467 鉄道施設の整備促進		

(2) 第2部会 (福祉・子育て・教育・くらし)

基本政策	個別施策 (計画事業・経常事業)			
<p style="text-align: center;">I 暮らしやすさ 1番の新宿</p>	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実		
		計画事業	1 気軽に健康づくりに取り組める環境整備	
			2 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	① 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業
				② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
	3 生活習慣病の予防	① 生活習慣病治療中断者への受診勧奨		
	経常事業	2 健康な食生活へのサポート		
		6 糖尿病予防対策の推進		
		7 糖尿病性腎症等重症化予防事業		
		8 女性の健康支援		
		9 こころの健康づくり		
		10 乳幼児から始める歯と口の健康づくり		
		11 公衆浴場の支援		
		12 中強羅区民保養所の管理運営		
		13 区民健康村の管理運営		
		14 高齢者健康増進事業 (いきいきハイキング)		
		15 高齢者健康増進事業 (マッサージサービス)		
		16 高齢者健康増進事業 (ふれあい入浴)		
		17 高齢者健康増進事業 (湯ゆう健康教室)		
		18 地域保健医療支援体制の推進		
		19 国民健康保険の運営		
		20 生活習慣病予防の推進		
		21 健康増進事業等		
		22 栄養指導		
		23 食育の推進		
		24 歯科保健事業 (健診・相談)		
		25 歯科保健事業 (体制整備)		
		26 歯科保健事業 (歯科医療協議会の運営)		
		27 喫煙による健康被害の防止		
		28 受動喫煙防止対策の推進		
		29 自殺総合対策		
		30 医療安全相談窓口の運営		
		31 精神障害者への支援		
		32 骨粗しょう症予防検診		
		33 訪問指導の充実		

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）	
I 暮らしやすさ 1番の新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実
	経常 事業	34 保健センターの管理運営
		35 休日診療
		36 小児平日・土曜日夜間診療
		37 元気館の管理運営
		38 地域健康づくりの推進

(3) 第3部会（自治・コミュニティ・文化・観光・産業）

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）	
I 暮らしやすさ 1番の新宿	7	女性や若者が活躍できる地域づくりの推進
	計画 事業	21 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
		22 若者の区政参加の促進
	経常 事業	279 男女共同参画の推進
		280 配偶者等からの暴力の防止
		281 人権思想の普及啓発
		282 はたちのつどい
		283 ワーク・ライフ・バランス企業応援資金
		284 しんじゅく女性団体会議の運営
		285 図書・資料による情報提供
		286 悩みごと相談室
		287 男女共同参画推進センターの管理運営
		288 男女共同参画推進会議の運営
		289 配偶者暴力相談支援センター事業
290 男性の育児・介護サポート企業応援事業		
291 若者のつどい		
III 賑わい都市・ 新宿の創造	16	平和都市の推進
計画 事業	64 平和啓発事業の推進	
V 好感度1番の 区役所	1	行政サービスの向上
	計画 事業	69 多様な決済手段を活用した電子納付の推進
		70 行政手続のオンライン化等の推進
	経常 事業	652 オープンデータの活用推進
		653 コールセンターの運営
		654 窓口案内業務委託
655 コンビニ交付		
656 特別出張所の管理運営		

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）	
V 好感度1番の 区役所	1	行政サービスの向上
	経常 事業	657 自動車臨時運行許可事務
		658 戸籍事務
		659 住民基本台帳事務
		660 印鑑登録事務
		661 中長期在留者住居地届出等事務
		662 個人番号カードの交付等

（4）部会別評価数

部会	個別施策	計画事業	経常事業
第1部会	3 施策	5 事業	18 事業(4 事業)
第2部会	1 施策	3 事業 枝事業を含む事業数 4 事業	34 事業(13 事業)
第3部会	3 施策	5 事業	24 事業(5 事業)
合計	7 施策	13 事業 枝事業を含む事業数 14 事業	76 事業(22 事業)

※（ ）内は、外部評価意見を付した事業数

4 評価の視点

外部評価に当たっては、内部評価の結果を踏まえ、施策及び事業について、妥当性、効率性、有効性、成果等を区民の視点に立って分析し、検証した。

(1) 施策評価

個別施策の評価に際しては、取組状況の評価区分を「順調に進んでいる」・「おおむね順調に進んでいる」・「やや遅れている」・「遅れている」として、以下の四つの分析の視点を踏まえ「総合評価」を行った。また、施策の今後の「取組の方向性」に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

施策評価における分析の視点

役割（妥当性）	：各主体はそれぞれの役割に基づき取り組んでいるか。
効率性	：効率的に各事業を実施しているか。
有効性	：区民ニーズや地域課題に的確に対応しているか。
成果	：目的（めざすまちの姿・状態）の実現に向けて成果を上げているか。

(2) 計画事業評価

計画事業の評価に際しては、評価区分を「計画以上」・「計画どおり」・「計画以下」として、以下の4つの分析の視点を踏まえ、各計画事業を構成する一つひとつの事業（枝事業）ごとに評価を行った。また、今年度の事業の進捗状況等を踏まえ、「今後の取組の方向性に対する意見」に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

計画事業評価における分析の視点

妥当性	：執行体制、事業手法は適切か。
効率性	：事業経費の規模は費用対効果からみて適切か。
有効性	：区民ニーズや地域課題に的確に対応しているか。
成果	：目的の達成に向けて成果を上げているか。

(3) 経常事業取組状況に対する意見

経常事業については、取組状況を確認した上で意見を付した。

第2章 評価結果

1 評価結果の概要

令和5年度に実施した外部評価結果は以下のとおりである。

個別施策の評価（7個別施策）と当該個別施策を構成する計画事業の評価（13事業（枝事業を含む事業数14事業））と経常事業の取組状況の確認（76事業）を行った。

個別施策の評価については、7個別施策すべてを内部評価と同様に「おおむね順調に進んでいる」と評価した。

計画事業の評価については、枝事業を含む事業数14事業すべてを内部評価と同様に「計画どおり」と評価した。

経常事業の取組状況の確認については、76事業のうち、22事業に外部評価意見を付した。

各評価については、評価結果（19ページ以降）のとおりである。

2 評価結果等の見方

(1) 施策評価

基本政策			計画の体系 基本政策：総合計画の基本政策名 個別施策：総合計画の個別施策名 計画事業：当該個別施策を構成する計画事業名
個別施策			
計画事業			

目的（めざすまちの姿・状態）
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 個別施策の推進によりめざす将来のまちの姿や状態 </div>

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 当該個別施策に対する外部評価の結果 </div>
外部評価意見
【総合評価】 【今後の取組の方向性に対する意見】 【その他意見・感想】
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 10px;"> 当該個別施策に対する外部評価の視点による意見 【総合評価】：必ず記載 【今後の取組の方向性に対する意見】：意見のある場合に記載 【その他意見・感想】：意見のある場合に記載 </div>

内部評価		<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 当該個別施策の内部評価結果 </div>
------	--	---

(2) 計画事業評価

計画事業		当該個別施策を構成する計画事業名（第二次実行計画）
------	--	---------------------------

事業概要
第二次実行計画期間における事業実施方法

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
当該計画事業に対する外部評価の結果

外部評価意見	
【評価】	
【今後の取組の方向性に対する意見】	
【その他意見・感想】	当該計画事業に対する外部評価の視点による意見 【評価】：必ず記載 【今後の取組の方向性に対する意見】：意見のある場合に記載 【その他意見・感想】：意見のある場合に記載

内部評価	当該計画事業の内部評価結果
------	---------------

(3) 経常事業取組状況

経常事業	当該個別施策を構成する経常事業名
事業概要	
	当該経常事業の目的、実施内容
外部評価意見	
	当該経常事業に対する外部評価の視点による意見

※経常事業取組状況については、外部評価意見を付した事業を掲載

3 評価結果

基本政策	I	暮らしやすさ1番の新宿	
個別施策	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	
計画事業	1	—	気軽に健康づくりに取り組める環境整備
計画事業	2	①	高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進 (高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業)
計画事業	2	②	高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進 (高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業)
計画事業	3	①	生活習慣病の予防(生活習慣病治療中断者への受診勧奨)

めざすまちの姿・状態

気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せずとも健康づくりを実践でき、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざします。

外部評価結果

(順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)

おおむね順調に進んでいる

外部評価意見

【総合評価】

本施策は3つの計画事業および34の経常事業から構成される。それぞれ目的、取組方針に沿って推進されており、また、課題の認識やそれにもとづく対応が図られている。以下、事業ごとに、より具体的に説明する。

計画事業1「気軽に健康づくりに取り組める環境整備」については、指標に設定されているしんじゅく健康ポイントと健康アクションポイントの参加者数が共に目標値を上回った。

健康ポイント事業とウォーキングの推進事業は、参加者の年齢層を広げていくことを課題としているものの、区民の健康づくりに対する意識を高め、健康づくりにかかわる活動に参加するきっかけを創り出している。

計画事業2①「高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業」については、高齢期の健康づくり・介護予防出前講座の派遣回数・受講者数は前年度よりも増えたものの、同講座を利用する住民主体の団体数は、感染症の影響等で目標の半数に満たなかったことは大変残念である。

今後は、参加者の感想・意見や反響を踏まえて働きかけ方に工夫を加え、利用団体の増加に努めてほしい。

「新宿いきいき体操」「新宿ごっくん体操」「しんじゅく100トレ」については、高齢者が体操を通して社会参加し、心身の活力低下を防ぐきっかけとして有効に機能している。今回、東五軒町地域交流館での活動の様子を現地視察し、その際、地域グループの方々と一緒にミニ健康講話と「しんじゅく100トレ」に参加した。

ご高齢の参加者が生き生きと主体的に活動されている姿を拝見し、また、100トレを実践していただくことで、この活動の意義を実感することができた。

他方で、本事業の持続性と更なる発展を図る観点から、参加団体に対する活動支援や健康づくり・介護予防推進コーディネーターのあり方についての工夫や検討を今後も続けてもらいたい。

計画事業2②「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」については、モデル事業が実施され、令和5年度からの本格実施に向けた準備が着実に進められた。

今後は、本格実施以降の状況を踏まえて、この事業をいっそう効果的で、区民のQOL（クオリティ オブ ライフ＝生活の質）向上に資するものにしていく取組を進めてほしい。

計画事業3「生活習慣病の予防」については、受診勧奨の方法に多くの創意を取り入れつつ実施されている。電話指導に関しては一部に改善の余地があるものの、治療再開者数が目標値を大きく上回る成果をあげており高く評価できる。

経常事業では、歯科保健の一環で、乳幼児期からの歯と口の健康づくりが推進されており評価できる。自殺総合対策では、若者・女性の自殺者が多くなっている現状を踏まえた支援の仕組みづくりが進められた。自殺対策を支える人材の育成にも力が注がれている。

このように本施策では、気軽に健康づくりに取り組める環境の整備、および生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸等を図るさまざまな取組が着実に推進されており、また、取組を進めていくうえでの課題も認識されている。以上より、この施策はおおむね順調に進んでいると評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

今後も、幅広い世代の多くの区民が日常的に健康づくりに取り組める環境が整備されていくことを期待する。

健康づくりと介護予防・フレイル予防においては、健康づくり・介護予防推進コーディネーターの重要性に鑑みて、その経験と技術を発展的に継承していく人材の育成を図りつつ、いっそうの地域展開を進めていってほしい。

また、区取組や地域の通いの場等に繋がっていない75歳未満の方達にも、個別性を踏まえた積極的なアプローチや情報提供がなされることを望む。

ウォーキングの推進事業については、区内の魅力あるスポットを巡ることで新宿区の文化観光にもつながる要素を秘めている。そのため、他部署との積極的な連携が図られ、この事業が街の美化・緑化といったまちづくりと一体的に企画、推進されることで、区内の文化や歴史を

参加者が再発見する機会をも提供するものに発展していくことを期待する。

また、現状では参加者の中心は高齢者層であることから、働き世代の参加をさらに促すための工夫や企画が望まれる。

こころの健康支援に関しては、地域包括ケアシステムを精神障害にも対応できるものに発展させていくための課題検討を、ぜひ積極的に進めてもらいたい。

【その他意見・感想】

自宅外の場所への通いや外出そのものを身体的活動のひとつと位置づける視点に立って、文芸活動などの運動以外の活動との接点も積極的に創出・拡大していくような工夫が、本施策でもいっそう重ねられていくことを期待する。

乳幼児を対象とする歯と口の健康づくり、女性や若年層を対象とする（こころの）健康づくり、そして高齢期の保健・フレイル予防・介護予防と、まさに生涯にわたる心身の健康の維持を支援する取組が実施されている。ライフステージを通じた施策のさらなる充実に期待する。

「食育の推進」事業では、高齢者対象の食育にもいっそう力を注いでもらいたい。

また、「高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進」事業に高齢者の食育を加えることも考えられるのではないか。

健康の維持・増進においては日常生活の中での健康意識が重要であると考えてるので、区による呼び掛けは区民が身近に感じられる、温もりのあるものになるように心がけていただきたい。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業	1	-	気軽に健康づくりに取り組める環境整備
------	---	---	---------------------------

事業概要
<p>生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸のために、地域社会全体で健康づくりへの意識を高める必要があります。</p> <p>日常生活の中で歩いてポイントを貯める「しんじゅく健康ポイント」や、健診(検診)等の受診、健康イベントや健康づくり活動への参加など様々な健康行動に対してポイントを付与する「健康アクションポイント」を実施して、多くの区民が健康づくりに参加するきっかけをつくります。</p> <p>また、身近な運動であるウォーキングに取り組みやすい環境を整備し、より多くの区民が日常生活の中で習慣的に歩くことができるようにすることで、健康寿命の延伸を目指します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>本事業は、健康のための行動の動機づけときっかけの創出を狙いとする健康ポイント事業とウォーキング推進から構成される。</p> <p>「しんじゅく健康ポイント」と「健康アクションポイント」は、共に参加者数が目標を大きく上回り、健康づくりや社会参加を促すきっかけになっている。アプリや活動量計を有効に活用するなどして幅広い世代に働きかけており、参加者アンケートでは事業への参加が平均歩数や外出頻度の増加につながったとの回答が少なくなかったとのことである。</p> <p>また、ウォーキングの推進では、各種の教室や講座を開催すると共に、区独自のウォーキングマップを作成・配布するなどして、ウォーキングに対する区民の関心を高めた。さらに、区内の民間団体や施設等との効果的な連携も見られる。以上のことは高く評価できる。</p> <p>他方、ウォーキング教室の参加者が高齢者中心であるなど、広い世代の参加を促す点で課題もある。しかし区はその点を認識している。既に一部で実施されているSNSの活用分野を拡げるなどの周知方法の改善が引き続き図られ、参加者層や関心を喚起される層がさらに広がっていくことを期待する。</p> <p>総じて、本事業は区民の健康づくりへの意識を高め、また、ウォーキングに取り組みやすい環境を整備するという目的に対して一定の成果を上げていることから、計画どおりと評価する。</p>

【今後の取組の方向性に対する意見】

ウォーキングの推進事業では、ウォーキングマスターを中心にウォーキングの輪が広がり、歩くことを通しての社会参加や仲間づくりのきっかけが更に増えていくことを期待する。また、働き世代における認知度を高めるための方策について、引き続き検討と工夫を重ねられたい。

令和5年度には、新宿区の文化観光資源の案内サイトで紹介される散歩コースとの連携による事業内容の充実化が予定されている。今後はそうした方向性の延長線上に、他部署とも協力しつつ、この事業を、区内の文化や歴史の再発見および街の美化・緑化といった要素を含む「歩くのが楽しくなるまちづくり」という面からも発展させ推進していくことが考えられるのではないかな。

ウォーキングマップの反響や、教室・講座への参加者などに対するアンケートの結果を検証し、今後の事業に反映させていってもらいたい。公衆トイレに関する要望などがあるとのことであったので、紹介ルートの追加やウォーキングイベントの企画では、そうしたハード面の環境も引き続き考慮に入れられたい。

【その他意見・感想】

今後も様々な世代の区民が気軽に健康づくりに参加できる環境を整備して行ってほしい。

より広い世代の参加を促すための方法として、たとえば、(1) 長期の休みや連休・祝日などに実施するファミリーウォークや三世代ウォークの企画、(2) 新宿観光振興協会との共同企画、(3) 謎解きウォークの企画、といったものがアイデアとして挙げられる。

健康づくりウォーキングマップについては、利用者の意見を参考にして、携帯性と共に見やすさ・読み取りやすさにも、より配慮したつくりにしていくことを検討してもらいたい。現行のマップにくわえて、文字サイズを大きめにしたマップも用意することなどが考えられるのではないかな。

内部評価

計画どおり

計画事業	2	①	高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進 (高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業)
------	---	---	---

事業概要
高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防について普及啓発するとともに、身近な地域で住民主体で実践できるよう活動を支援します。

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【評価】

健康づくり・介護予防出張講座については、新型コロナウイルス感染症の影響で目標値を達成できなかったことは残念である。その一方で、体操・筋力トレーニングプログラムの普及啓発、体操サポーターの育成・支援、筋力トレーニングの地域展開（100トレグループの立ち上げ支援、継続支援）については、着実に推進された。

体操プログラムについては、その普及経路のひとつに、学校から家庭へ、家庭から家族内の高齢者へという流れを創り出そうとする取組も行われている。そうした取組は、プログラムの普及促進という点だけでなく、多世代が関わるという点でも評価できる。

今回、東五軒町地域交流館で行われている「しんじゅく100トレ」の様子を視察させていただいた。参加者の方々が楽しく浚刺と体操トレーニングに取り組まれている様子や、活動支援のコーディネーターのかたが快活かつポイントをおさえた講話と助言をされている様子を間近で拝見できた。また、実際に100トレを体験して、シンプルな動きではあるものの、しっかりと全身の筋肉にアプローチし、負荷も加減できることがわかった。ビデオ、椅子、貸与のウェイトも効果的に使われていた。100トレに取り組む住民主体の団体数は目標どおりの水準で増加しているが、今後のさらなる普及を期待する。

本事業では、健康づくり・介護予防推進コーディネーターが重要な役割を担っている。しかし、その役割の大きさや行動範囲の広さに比して、現状ではコーディネーターはお一人である。その負担が過度にならないようにすると共に、コーディネーターの経験と技術を継承していく人材を育成することが課題になっているが、その点は区も認識している。

以上を踏まえ、指標のひとつは達成できなかったものの、感染症流行下にあっても区オリジナルの3つの体操・トレーニングの普及啓発が進められ、体操・トレーニングを実践する区民が増加したことから、本事業は計画どおりと評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

いきいき体操については、発表の場を設けるなどして、活動への意欲を維持し高められるようにすると共に、認知度を高めて新たな参加者やサポーターを増やす取組を続けてもらいたい。

健康づくり・介護予防推進コーディネーターについては、人材の育成にも努めてもらいたい。

体操やトレーニングのさらなる普及を図っていく上では、外出機会を増やすという観点とのバランスを考慮しつつ、一人ないし少人数での活動や自宅での活動を好まれるかたにもアプローチできるような働きかけ・支援のあり方も検討されたい。

本事業が、区によって整備が進められている地域包括ケアシステムの中の、とりわけコミュニティ・社会参加関連の他の要素との接点を強化していくことを期待する。

【その他意見・感想】

地域安心カフェ、高齢者いきいきサロン、高齢者クラブなどの住民を中心とした団体に対して出前講座や100トレへの参加を呼び掛けると共に、団体活動に参加していない高齢者については、高齢者総合相談センターや新宿区社会福祉協議会との連携を通して働きかけていくことで、地域での健康づくり活動をより多くの高齢者に普及させていってほしい。

区では100トレ参加者用にスタンプカードを用意しており、継続参加への動機づけの一つにしている。100トレは参加者が継続的に実施することが非常に重要な取組であることから、スタンプカードがいっぱいになった際の景品類を充実させる等、参加者の意欲を維持・増進する工夫をさらに凝らしてほしい。

また、100トレ等の体操やトレーニングの成果を測定する機会を設定することも、動機付けとして有効なのではないか。併せて検討してほしい。

東五軒町地域交流館での「しんじゅく100トレ」の現地視察時には、生き生きと活動されている参加者の方々から元気をいただいた。また、健康づくり・介護予防推進コーディネーターの明るく楽しくなるような雰囲気づくりや惹きつけ方が巧みかつ自然であった。参加者と打ち解けている様子を拝見し、コーディネーターのご尽力がトレーニングや体操への参加意欲につながる要因の一つになっているとの印象を持った。

内部評価

計画どおり

計画事業	2	②	高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進 (高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業)
------	---	---	---

事業概要
<p>高齢者の健診・医療情報等に基づき、要介護に移行しやすいハイリスク者を早期に把握し、訪問指導等個別支援を行うとともに、地域の様々な場で普及啓発や個別相談等を行うなど、高齢者がフレイル予防を実践できるよう医療専門職が総合的な支援を行います。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【評価】

令和4年度は、東京都後期高齢者医療広域連合からの委託事業を、区が運営主体になることで確実に整備・推進していくという方針のもと、令和5年度からの本格実施に向けた体制の構築、および先行事例の調査等にもとづいたモデル事業が実施された。それらの過程を踏んだ上で、令和5年度には予定どおり、フレイル予防を目的とする医療専門職チームの活動と個別支援プログラムが本格的にスタートしている。

今後は本事業の活用促進や効果の検証などが課題になるものと思われる。個別支援の必要性が高い高齢者をできるだけ早期に専門職の支援につなげると共に、通いの場などでより多くの高齢者が効果的な指導・個別相談を受けられるようにすることを通して、加齢に伴うフレイルの進行や日常生活自立度の低下を遅らせられる期間がより長くなっていくことを期待する。

令和4年度は、当初の取組方針に沿って事業を本格実施するための準備が整えられたことから、本事業は計画どおりと評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

医療専門職チームによる地域でのフレイル予防の個別サポートおよび相談支援が着実に推進され、効果をあげていくことを期待する。

本事業の規模、活用状況、効果、普及啓発の方法等について検証を進めると共に、フレイル予防の支援や相談支援を受けた高齢者からのフィードバックを積極的に事業に反映させてほしい。それによって、より多くの高齢者に対して実情に即した効果的なサポートが提供される仕組みを創り上げていてもらいたい。

また、地域包括ケアシステムを構成する他の要素との有機的な連携を生み出し深化させていくことも考慮に入れて、取組を進められたい。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	3	①	生活習慣病の予防（生活習慣病治療中断者への受診勧奨）
------	---	---	-----------------------------------

事業概要
<p>生活習慣病3疾病(糖尿病、高血圧症、脂質異常症)は、一度発症すると治癒することは少ないため、病状悪化の防止が重要であり、定期的な診療と継続的な服薬が求められます。国民健康保険の診療報酬明細書等(レセプト)のデータを活用して、生活習慣病治療患者のうち、治療中断の可能性がある被保険者に対し医療機関への受診を勧奨することで、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>本事業は、他の要因も作用した可能性はあるものの、生活習慣病の治療中断者に受診を勧奨した結果、対象者の約半数が受診を再開するという、年度目標を大きく上回る成果をあげた。受診勧奨のために開発された通知指導と電話指導の方法には、効果を高めるための多くの工夫が見られる。</p> <p>他方、電話指導については、前年度よりも件数が増えてはいるものの、対象件数に対する指導件数の割合には改善の余地がある。また、電話不保持者への対応も図っていく必要がある。こうした点に関して区では、事業の実施状況を踏まえて課題等を明確にし、それらへの対策を講じていこうとする姿勢が見られる。</p> <p>以上より、本事業は計画どおり進められていると評価する。</p> <p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>受診勧奨をさらに効果的なものにしていくためには、現状の的確な把握と方法について継続的な検証が不可欠であると考え。その観点からも、民間事業者に委託している電話指導の内容等について区側でも把握し、課題に気づける体制を引き続きとっていてもらいたい。</p> <p>電話指導では、対象者の個別的な状況に寄り添った指導が行われることを望む。</p> <p>この事業の指標「生活習慣病治療再開者の割合」については、既に目標値を大幅に上回る成果を挙げているため、今後は目標を上方修正して取り組むことを検討してもらいたい。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	2	健康な食生活へのサポート
-------------	----------	---------------------

事業概要
<p>食に関する正しい知識を普及啓発し、区民の野菜摂取量を増やすために 1 日に必要な野菜摂取量の認知度向上を図ります。また、飲食店、給食施設、スーパーマーケット等において、必要な野菜摂取量の周知を行うとともに野菜が多く摂れるメニューを提供する場を増やすことで、手軽に野菜を摂ることができる食環境を整備します。</p>

外部評価意見
<p>区民の野菜摂取量を増やすため、様々な媒体を活用して普及啓発に取り組んでいることを高く評価できる。</p> <p>ベジックイベントは参加者から好評を得ているとのことであるため、継続し、更なる普及を目指されたい。今後は飲食店等との連携が増え、食に関する正しい知識の普及がさらに進むことを期待する。</p> <p>8 月 31 日の「野菜の日」とは別に、毎月 8 日の「しんじゆく野菜の日」が浸透していくことを願う。</p>

経常事業	6	糖尿病予防対策の推進
-------------	----------	-------------------

事業概要
<p>代表的な生活習慣病であり、重大な合併症を引き起こす糖尿病を予防するために、区民が糖尿病を発症しやすい生活習慣について理解し、健康的な生活を送ることができるよう、正しい知識の普及啓発を図り、健康寿命の延伸を目指します。</p>

外部評価意見
<p>講演会や予防啓発イベントについて、参加者のアンケートでは健康について考える良い機会になった等の感想があり、好評を得ていることは高く評価できる。</p> <p>普及啓発の方法として各種の情報を健康診査冊子の中に集約するのは良いと思う半面で、冊子が区民に情報がしっかり行き届くようなものであることを望む。</p>

経常事業	8	女性の健康支援
-------------	----------	----------------

事業概要
<p>女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごせるよう、四谷保健センター内にある女性の健康支援センターを拠点とし、女性の健康づくりを推進します。推進にあたっては、より多くの区民が正しい知識を習得し、健康づくりに取り組めるよう、区民の力を活かした体制づくりを進めていきます。</p>

外部評価意見
<p>女性の健康支援センターに関しては、認知度および来所者の向上に向けて、特に若い世代への更なる働きかけが行われていくことを期待する。普及啓発は、区ホームページや SNS、チラシ等を有効に活用して進められたい。</p> <p>また、センターとして性的多様性に適切に対応できる体制を整え、性的多様性に関する個別相談などを受けやすい環境づくりに引き続き努めてもらいたい。</p> <p>乳がん・子宮頸がんに関しては、検診の受診率向上を図ると共に、子宮頸がんワクチンに関する適切な情報提供を広く行ってもらいたい。</p> <p>「女性の健康づくりサポーター」については、サポーターを養成することと並んで、サポーターの力が活かされる機会を積極的に広げていくことを期待する。</p>

経常事業	10	乳幼児から始める歯と口の健康づくり
-------------	-----------	--------------------------

事業概要
<p>乳幼児期および学齢期の子どもの健全な口腔機能の発育・発達を支援するため、歯科医療従事者および子育て支援専門職に研修を行い、デンタルサポーターとして育成します。また、幼児、児童および保護者への健康教育を実施するとともに身近な歯科医療機関において歯と口の健康チェックとフッ化物塗布を実施し、歯と口の健康づくりのための環境づくりを推進します。</p>

外部評価意見
<p>生活上の困難を抱える世帯においては、子どもの歯の病気が多い傾向にあると言われている。そうした観点から、子ども家庭部、教育委員会だけでなく、福祉部とも連携して、子どもの歯と口の健康づくりに取り組まれることを希望する。</p>

経常事業	12	中強羅区民保養所の管理運営
-------------	-----------	----------------------

事業概要		
<p>区民の健康回復や保養のため、箱根の中強羅に設置した中強羅区民保養所(箱根つつじ荘)の管理運営(指定管理者)を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>中強羅区民保養所の客室稼働率は 87.3%と高い水準であった。その一方で、宿泊人数は、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる前までと比較して減少しているとのことであるので、新たな状況に適切な対応が図られていくことを望む。</p>		

経常事業	13	区民健康村の管理運営
-------------	-----------	-------------------

事業概要		
<p>豊かな自然環境の中で、区民の心と体の健康を保ち、余暇の充実を図るため、八ヶ岳のふもとに設置した区民健康村(グリーンヒル八ヶ岳)の管理運営(指定管理者)を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>区民健康村の客室稼働率は 76.3%であり、これは周辺の民間施設よりも高い水準にあるとのことである。その一方で、宿泊人数は、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる前までと比較して減少しているとのことであるので、新たな状況に適切な対応が図られていくことを望む。</p>		

経常事業	14	高齢者健康増進事業(いきいきハイキング)
-------------	-----------	-----------------------------

事業概要		
<p>体力に自信のある60歳以上の高齢者を対象として、ハイキングを実施し、高齢者のいきがいくりと健康維持増進を図ります。</p>		

外部評価意見		
<p>60歳以上の区民がハイキングを通して健康の維持・増進を図り、さらに、そのことが生きがいや仲間づくりにもつながることを期待する。コースの難易度にも配慮して事業を推進されたい。</p> <p>感染症の拡大前に実施されていた、バスで移動したのちにハイキングを行う企画を再開することへの要望が少なくないという。状況を見て、バスを使った企画の再開を検討してもらいたい。</p>		

経常事業	17	高齢者健康増進事業（湯ゆう健康教室）
-------------	-----------	---------------------------

事業概要
<p>身近にある公衆浴場を利用して、保健師等による保健講話やレクリエーションを実施し、健康づくりの推進及び交流を図ります。</p>

外部評価意見
<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ここ数年は人数制限を行って実施していたとのことだが、今後は状況を見ながら、新規の方も含めて多くの方々が参加できるような取組を期待する。</p>

経常事業	18	地域保健医療支援体制の推進
-------------	-----------	----------------------

事業概要
<p>在宅療養者の支援を目的に、かかりつけ医機能の推進や緊急的に一時入院できる病床の確保等を行います。また、地域保健医療体制の整備に関する具体的な方策を協議・検討するための協議会を運営します。在宅療養にかかわる人材育成や区民の在宅療養への理解促進を行います。</p>

外部評価意見
<p>今後も ICT 等を活用して、多職種連携の強化に努められたい。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護実習研修については、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響等で参加者が 0 名であったとのことだが、在宅療養者の支援における医療職と介護職の連携を深めていくことは重要であり、本研修制度の利用促進を今後も積極的に図ってほしい。</p>

経常事業	23	食育の推進
-------------	-----------	--------------

事業概要		
<p>食に関する正しい知識と理解を深め、生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れることを目的として、「新宿区食育推進計画」に基づき、広く区民に食育を推進します。</p>		

外部評価意見		
<p>食育が幼児から小・中学生まで幅広く推進されると共に、高齢者に対しても、フレイル予防の観点から食に関する正しい知識と理解を深められるような働きかけが積極的になされることを期待する。</p> <p>学校での食育については、現状、多くの学校ではそのために割ける時間が非常に限られていると考えられるものの、教材等に工夫を重ね、食育推進リーダーに限らず全教職員が食育についての知識を共有し、学校全体で推進される体制を整えていってほしい。</p>		

経常事業	28	受動喫煙防止対策の推進
-------------	-----------	--------------------

事業概要		
<p>区民や事業者からの受動喫煙防止対策の相談や、助言、指導等を実施し、望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進します。</p>		

外部評価意見		
<p>望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進する観点から、区内の路上喫煙者を減少させる取組を強化してほしい。</p>		

経常事業	29	自殺総合対策
-------------	-----------	---------------

事業概要		
<p>誰も自殺に追い込まれることがないよう、地域連携の強化、相談支援体制の強化、職員の人材育成、区民への普及啓発等を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>区内の現状を踏まえつつ、自殺対策計画に基づいて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取組を進めていることは高く評価できる。区職員と区民を対象とするゲートキーパー養成講座に関しては、自殺のサインに気づき適切な支援や機関に繋げることのできる人材が育成され、その力が様々な場面で発揮されることを期待する。</p>		

経常事業	32	骨粗しょう症予防検診
-------------	-----------	-------------------

事業概要

20 歳以上の区民を対象に骨密度測定を行い、骨粗しょう症の早期発見と骨粗しょう症予防に関する知識の普及啓発を行います。

外部評価意見

新宿区が実施している検査の方法(超音波法)は、都内の他の多くの区で実施されている、エックス線を用いた MD 法や DXA(DEXA)法といった方法とは異なっている。検査方法についても検証しつつ、この事業を推進して欲しい。

基本政策	I	暮らしやすさ1番の新宿
個別施策	7	女性や若者が活躍できる地域づくりの推進
計画事業	21	－ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
計画事業	22	－ 若者の区政参加の促進

めざすまちの姿・状態

誰もが人として尊重され、性別にかかわらず自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランスが実現するまちをめざします。

また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざすとともに、学校や職場等の社会生活でつまづきを経験した若者が何度でもやり直ししながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。

外部評価結果

(順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)

おおむね順調に進んでいる

外部評価意見

【総合評価】

ワーク・ライフ・バランスの推進については、中小企業を中心にサポートを行うとともに、フォーラムや啓発講座を充実させ、男女を問わず育児休暇を取得しやすい職場環境づくりを目指した普及啓発を実施している。

また、配偶者等からの暴力の防止に対する啓発活動や悩みごと相談室設置、人権思想の普及啓発等、様々な立場の方に寄り添うための取組もなされている。

若者については、「若者のつどい」や「しんじゅく若者会議」を通して、若者の区政や地域への関心を高める取組を実施している。

以上の取組等を通じて、本施策はおおむね順調に進んでいると評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

区政モニターアンケートの結果からも、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分担意識に反対する人の割合は年々増加傾向にあり、男女が互いに協力しながら社会に参画できる環境づくりの重要性は高まっている。そのため、ワーク・ライフ・バランスについては、区内事業所における更なる推進に向けて取組を進めてほしい。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、従業員の福利厚生だけでなく、事業所の魅力向上につながるため、そうした視点も踏まえ、事業所への普及啓発を行ってほしい。

若者の区政参加の促進については、しんじゅく若者会議で実施している若者の区政への関心を高めるための取組が、実際の若者の区政参加の促進につながるよう、指標の見直しを含め、取組内容を充実させてほしい。

また、しんじゅく若者会議において交わされた意見については、各町会や区関係部署等、関

係先に展開し、今後の活動に活かせるようにしてほしい。

本個別施策の「めざすまちの姿・状態」に記載されている「学校や職場等の社会生活でつまづきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまち」に向けた取組が見えづらい。非常に重要なテーマであるため、引き続き関係する取組を推進するとともに、取組状況を分かりやすく示すようにしてほしい。

【その他の意見・感想】

今回の評価にあたり、男女共同参画推進センターを現地視察し、ワーク室や図書室、会議室等、各種の部屋がそれぞれの用途に応じて有効活用されていると感じた。

その一方で、当センターが担う役割は、第一義的には、新宿区の男女共同参画を推進することであるため、今後の施設の役割として、現状を維持していくのか、あるいは、男女共同参画に向けた普及啓発等により重きを置くのか、「第四次男女共同参画推進計画」策定の機会を捉え、区としての方向性を検討しても良いのではないかと。

私立の学校に通う学生は、出身高校、大学が催す成人式に出席することも多いが、新宿で行う式典に参加することを楽しみにしている家庭も多いので、はたちのつどいは継続して実施し、新宿に愛着を持つ若者を増やしてほしい。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業	21	-	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
------	----	---	---------------------------

事業概要
<p>仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、関係部署と連携して企業への支援や働きかけを行っていきます。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」等として認定するとともに、専門的な助言や指導が必要な企業に対して、コンサルタントを派遣します。そのほか、企業向けセミナーや勉強会を開催する等、働きやすい職場環境づくりに向けた取組を推進します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>指標 1「ワーク・ライフ・バランス推進企業、推進宣言企業の認定企業数」の達成度は低いですが、他 2 つの指標の達成度が高いことや、コロナ禍においてもコンサルタント派遣、セミナー・勉強会等の取組を着実に実施できていることから、計画どおりとする。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>指標 1「ワーク・ライフ・バランス推進企業、推進宣言企業の認定企業数」の令和 4 年度の達成度は、令和 3 年度に引き続き目標を大幅に割り込んでおり、制度の周知が十分でない可能性がある。</p> <p>共働き世帯の増加や若者のワーク・ライフ・バランス意識の変化等を背景に、仕事と生活の調和の取れた職場環境の重要性は以前にも増して高まっており、企業側の関心も高まっていると思われる。</p> <p>中小企業への普及啓発について、東京商工会議所新宿支部や新宿区商店会連合会等の団体を活用する等、より効果的な周知方法を検討し、企業の関心を高めてもらいたい。</p>
<p>【その他意見・感想】</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度や表彰制度のパンフレット、及び男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」は、デザイン・内容ともに充実しており、制度の普及啓発に有効だと感じた。</p> <p>また、「ウィズ新宿」は公募で選ばれた区民が、編集講座で学び編集会議に参加する号もあり、区と区民との協働での発行により、区民の区政参加を促進する取組として効果をあげていると感じた。</p>

令和4年度にワーク・ライフ・バランス推進優良企業に選ばれた事業者が運営する店舗において、推進優良企業に選ばれたことを示す表示は見当たらなかった。認定制度の認知度向上のため、推進企業・推進宣言企業であることを示すステッカー等のアイテムを表彰企業等に配布することを検討してはいかがか。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	22	-	若者の区政参加の促進
------	----	---	------------

事業概要
<p>持続的に発展するまちづくりを進めるには、長期的な将来展望を視野に入れた区民参加が不可欠であり、とりわけ次世代を担う若者の参加が重要です。</p> <p>日頃、区政との関わりの少ない若者世代の意見やアイデアを区政に反映させるための効果的な仕組みづくりに取り組めます。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>指標 1 「しんじゅく若者会議参加に伴う区政への関心の高まり度」・指標 2 「若者の区政への関心度」双方において目標を達成できていること、また、「しんじゅく若者会議」のオンライン実施や、「区民意識調査」へのインターネット回答の導入等、予定していた取組を、適切に工夫しながら着実に実施できていることから、計画どおりとする。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>指標設定から見ると、計画どおりになってはいるが、若者の区政への関心を次にどう活かしていくか、などに関する展望に乏しく、現在の指標が適当なのか、大いに再考の余地がある。</p> <p>若者会議への参加＝区政参加の促進にはならない。特定の少数者の 1 回限りのイベントへの参加に過ぎない。若者世代の区政への参加促進ということを考えるなら、若者会議の議論の内容を町会等の関係団体と共有する、新宿区のすべての審議会における若者の参加比率を向上させる、青年会議所からの参加を必須とする、などの取組が必要ではないか。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	283	ワーク・ライフ・バランス企業応援資金
-------------	------------	---------------------------

事業概要		
<p>区が行っているワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に申請し受理された企業等に対し、融資制度（ワーク・ライフ・バランス企業応援資金）により、その経営を支援します。</p>		

外部評価意見		
<p>令和4年度の新規貸付件数は0件であった。東京都の中小企業制度融資なども同様の制度を展開しており、新宿区で独自展開する必要性は乏しいのではないかと。</p> <p>融資対象となる中小企業のニーズに合わせた制度見直しや、場合によっては廃止も検討してはどうか。</p>		

経常事業	286	悩みごと相談室
-------------	------------	----------------

事業概要		
<p>多様化する悩みに対して、面接や電話による相談を行います。また、区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、関係機関との連携を強化します。</p>		

外部評価意見		
<p>男女共同参画推進センターの相談室は狭く感じた。近くの四谷保健センターにも曜日により相談室を設けるなどの検討も必要なのではないかと。</p>		

経常事業	287	男女共同参画推進センターの管理運営
-------------	------------	--------------------------

事業概要		
<p>区民、事業者及び地域団体の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、男女共同参画推進センターの管理運営を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>令和4年度の会議室貸出実績は280件だが、時間帯によっては未使用の枠も多く見られる。</p> <p>都心の一等地で、安価に利用できる地域センター的な役割も有しているため、もっと積極的に利用を呼び掛ける広報をしてはどうか。</p>		

経常事業	290	男性の育児・介護サポート企業応援事業
-------------	------------	---------------------------

事業概要

男性が育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいる区内中小企業の事業者に、育児休業・介護休業の取得実績に応じて奨励金を支給します。

外部評価意見

令和4年度の実績は0件であった。東京都でも同様の制度があり、新宿区で独自展開する必要性は乏しい。廃止も視野にいれて検討してはどうか。

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造	
個別施策	3	地域特性を活かした都市空間づくり	
計画事業	41	—	地区計画等のまちづくりルールの策定
計画事業	42	—	景観に配慮したまちづくりの推進

めざすまちの姿・状態	
<p>地域の特性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。あわせて、まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。</p> <p>このことにより、誰もが住みたくなる豊かで良好な居住環境を実現します。</p>	

外部評価結果	
(順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
<p>【総合評価】</p> <p>本施策を構成するそれぞれの事業について、ほぼ計画どおりの実績を挙げていることから、「おおむね順調に進んでいる」と評価する。</p>	
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>本施策で推進するまちづくりにおいては、地域住民や地権者、事業者の主体的な動きを、誘導・支援するのが区の主な役割であるため、その進捗を区が主体的にコントロールすることが難しいことは理解したが、本施策や本施策を構成する事業を正確に評価するには、それぞれの地域において何が課題で、区として何を目指すかを指標の目標等として分かりやすく示し、それに対する実績を客観的に評価する必要があるのではないか。</p>	

内部評価	おおむね順調に進んでいる
-------------	--------------

計画事業	41	-	地区計画等のまちづくりルールの策定
------	----	---	-------------------

事業概要
<p>地域の課題にきめ細かく対応していくため、以下の地区において地域住民との協働によるまちづくりを行い、進捗状況に応じて地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールを定めていきます。</p> <p>(1) まちづくりの方向性が定まり、地区計画等の策定(変更)に向けて取り組んでいる地区(5 地区) 新宿駅東口地区(再掲)／新宿駅直近地区(再掲)／歌舞伎町シネシティ広場周辺地区(再掲)／神楽坂地区／西新宿一丁目商店街地区(再掲)</p> <p>(2) 地域組織とまちづくりの方向性について検討を進めている地区(8 地区) 新宿ゴールデン街地区(再掲)／飯田橋駅東口周辺地区(駅前地区)／環状4号線沿道余丁町地区／環状4号線沿道富久地区／高田馬場駅周辺地区／西新宿超高層ビル地区(再掲)／西新宿五丁目地区(南エリア)(再掲)／西早稲田駅前地区</p> <p>(3) 地域組織とまちづくり構想等の実現に向けた取組を進めている地区(5 地区) 上落合中央・三丁目地区／四谷駅前地区／内藤町地区／市谷柳町地区／中落合1丁目地区</p>

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>地域主導のまちづくり活動を支援し、必要に応じて地区計画を定めるという取組であり、地域の状況に応じて、的確な支援を行っていることから、計画どおりと評価する。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>まちづくりは長い年月をかけて進められるため、地元組織で中心的役割を果たすメンバーの入れ替わりが生じることが想定される。</p> <p>区は、そうした場合でも地元組織が適切に活動を継続できるよう、当該地区における検討状況や調整状況を丁寧に記録し、地元組織と共有するよう、留意してほしい。</p> <p>まちづくりに係る各種法令・制度は、非常に専門的で難解である場合もあるし、制度が改正されることもあるため、地元住民が主体となってまちづくりに取り組む際、専門性のある方からの支援が不可欠である。区は、そうした支援を積極的に行ってほしい。</p>

【その他意見・感想】

本事業の指標は、地区計画やまちづくりルール又はそれらの地元案を取りまとめた件数を用いているが、地区や案件によって区が払う労力は大きく異なるはずであり、それを「取りまとめた件数」という単位で画一的に目標設定及び実績評価しても、正確な事業管理とは言えないのではないか。

区が各地区でどのような目標を定めて事業に取り組むか、それらがどの程度達成されているかが分かる指標設定について検討してほしい。

内部評価

計画どおり

計画事業	42	-	景観に配慮したまちづくりの推進
------	----	---	-----------------

事業概要
<p>「新宿区景観まちづくり計画」や「新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、景観まちづくり相談員を活用し、新宿区の多様な地域特性に応じた、新宿にふさわしい、賑わいと潤いのある景観形成を推進します。</p> <p>また、大規模開発等により、まちの状況や景観行政を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、「新宿区景観まちづくり計画」・「新宿区景観形成ガイドライン」を改定します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>景観誘導は、一般に景観に対する価値観が多様である我が国の都市では困難を伴うことが多い中で、ガイドラインを着実に改定し、これに基づく基準を明確にしつつ個々の建築行為等に対応していることから、計画どおりと評価する。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>ガイドラインでは8つの区分地区を景観特性ごとに更に72エリアに分けられており、画一的ではないきめ細やかな配慮と対応を求められる。届出対象以外であっても配慮努力を促せるよう、町会や建築士事務所等の団体へ協力を要請し、区として関係する地域住民だけではなく、事業者も含めて広く周知をする場づくり（勉強会等）を行ってはどうか。</p> <p>「新宿区景観まちづくり計画」で「一般地区」として整理されている地区は、住宅の多い地区で、新宿駅周辺エリアや神楽坂エリアに比べて注目されづらいが、来街者にとっての景観と同様に、生活者にとっての景観についても、あるべき姿への誘導を、より積極的に行ってほしい。</p> <p>ガイドラインで示された8つの区分地区は、それぞれ異なる特徴があることから、景観行政上の課題もそれぞれ異なると思われる。</p> <p>現在、指標2「建築計画における新宿区景観形成ガイドラインの反映率」では、建築計画におけるガイドライン反映率について、8地区の実績を合計して評価しているが、これではガイドラインがどの程度、実際の行為に反映しているかの実像はわからない。</p> <p>8地区それぞれの実績や項目別の反映実績など、個別の状況の代表的なものを指標とするなど、課題とそれへの対応状況を可視化するべきではないか。</p>

【その他意見・感想】

路上での広告物が以前に比べてかなり少なくなったこと、また、周囲に配慮して色彩を押さえている企業看板が増えたように思われることは評価できる。

しかし、依然として、同じ企業の看板でも、ヨーロッパより日本の物のほうが色調が派手である等の事例はある。看板の色調の賑やかさをどこまで許容できるかについては、地域による差が大きいとは思いますが、明らかに周囲との調和を乱すような色彩については、なるべく発生しないよう、適切に誘導してほしい。

内部評価

計画どおり

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造
個別施策	4	誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり

めざすまちの姿・状態	
<p>年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を推進していきます。また、誰もがわかりやすく使いやすい利用者本位の案内サインを整備し、歩行者空間の創出に取り組みます。</p>	

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
<p>【総合評価】</p> <p>想定されている事業を着実に展開し、バリアフリーの整備及びユニバーサルデザインまちづくりを適切に促進・推進していることから「おおむね順調に進んでいる」と評価する。</p>	
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>成果指標「道路の歩きやすさ満足度（安全で快適な歩きやすい道路だと感じる人の割合）」の令和4年度実績は26.3%である。これは、区内道路を安全で快適な歩きやすい道路だと感じている区民は4人中の約1人しかいない、ということであり、区はこの状況を改善すべく、本施策の取組を更に強化していく必要があるのではないかと考える。</p> <p>当該施策は、移動にあたり不便を感じやすい方（高齢者、障害者、子連れの親等）を念頭に置いて取り組む必要がある。</p> <p>現在の成果指標は、区政モニターアンケートの回答結果を活用したものであり、区民全体の意識を把握するという観点から適切だが、それとは別に、移動にあたり不便を感じやすい方に焦点を当てた指標を設定することで、当該施策の達成状況をより正確に評価し、今後の展開につなげていけると考える。</p> <p>本施策の事業内容は整備が中心だが、「新宿区ユニバーサルデザインまちづくりニュースレター」等の分かりやすい資料を教材として活用したり、課外授業・フィールドワークとしてユニバーサルデザイン・バリアフリー整備の現場を訪れたりする等、他部署との連携を通じた普及啓発にも努めてほしい。</p>	

内部評価	おおむね順調に進んでいる
-------------	---------------------

経常事業	440	ユニバーサルデザインまちづくりの推進
-------------	------------	---------------------------

事業概要

「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づき、建築等の計画の早い段階から事前協議制度等を実施し、アドバイザーを活用して、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を取り入れた施設整備を誘導します。また、ユニバーサルデザインまちづくりの普及・啓発を図り、区民等のユニバーサルデザインまちづくりに対する理解を深めていきます。

外部評価意見

「新宿区ユニバーサルデザインまちづくりニュースレター」はデザインが良く、実例写真が多く、内容を理解しやすい。大人から子どもまで幅広い世代に受け入れられ、ユニバーサルデザインの認知度を高めるきっかけとなることが期待できる。

学校との連携により教材として用いる等、他部署との連携による活用も検討してほしい。

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造	
個別施策	6	交通環境の整備	
計画事業	47	—	自転車通行空間の整備
計画事業	48	—	駐輪場等の整備
計画事業	49	—	安全で快適な鉄道駅の整備促進

めざすまちの姿・状態	
<p>都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。</p> <p>また、自転車等の適正利用と利便性の向上を図ることで、誰もが快適に自転車等を利用できるまちをめざします。</p>	

外部評価結果	
(順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
<p>【総合評価】</p> <p>自転車通行空間の整備、駐輪場の民設民営化、自転車シェアリングの推進等、本個別施策を構成する各取組は順調に成果を挙げている。また成果指標 1「放置自転車数台数」の令和 4 年度実績は、令和 9 年度時点の目標を達成している。</p> <p>以上のことから本施策は「おおむね順調に進んでいる」と評価する。</p>	
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」は、自転車利用に関して多面的な価値、取組を扱った優れたものと考えられる。また禁止区域の指定と駐輪場の整備により放置自転車問題が大きく改善するなど、本施策は着実に成果を上げている。</p> <p>その一方、この個別計画で示された自転車に関する取組の全体像は、実行計画で示された当該個別施策の体系からは伝わりづらい。</p> <p>また、自転車や電動キックボードの危険な走行は依然として多く、走行ルールやマナーの周知、啓発、指導について不十分な面もあると考えられることから、交通管理者や町会、商店会、大学等との緊密な連携のもとで区として可能な事業展開が期待される。</p> <p>この点も含め、実行計画における個別施策・計画事業・経常事業の体系の示し方については、それぞれの個別計画で示されている取組の全体像が、なるべく分かりやすく落とし込まれたものとなるよう、留意してほしい。</p>	

【その他の意見・感想】

成果指標 2「交通安全の集いの参加人数」は単発のイベントの参加人数であり、個別施策全体の成果を測るには不向きな情報であるため、今後、個別施策の評価指標に相応しい指標に置き換えることができないか、検討してほしい。

計画事業 49「安全で快適な鉄道駅の整備促進」のように、区以外の主体が進める取組を区が補助するタイプの事業は、目標が「促進」のような漠然としたものになりやすく、そうなると区を取組を正確に評価することが難しくなる。

そのため、こういった事業については、区による、区以外の主体への働きかけの内容についてなるべく詳細に目標設定し、それに対する実績を評価するよう、留意してほしい。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業	47	-	自転車通行空間の整備
------	----	---	------------

事業概要
<p>「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車の通行空間を整備することで、歩行者・自転車・自動車のそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間を創出します。</p> <p>また、国道や都道、他区の路線とのネットワーク化を進め、周辺区や各種施設との回遊性を向上させることで、地域・観光の活性化を図っていきます。</p>

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>計画に基づき、着実に整備を進めていることから、計画どおりと評価する。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	48	—	駐輪場等の整備
------	----	---	---------

事業概要
<p>「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき、放置自転車の解消に向けて、すべての区営駐輪施設を民間事業者を活用した駐輪施設に移行し、区民ニーズの高い時間利用の駐輪場を拡充するとともに、区内を東西 2 つのエリアに分けて、それぞれを事業者が包括的かつ効率的に運営管理します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
<p>計画どおり</p>
外部評価意見
<p>【評価】 利便性が大幅に向上する民設民営化を着実に進めていることから、計画どおりと評価する。</p>
<p>【その他意見・感想】 民設民営に移行した駐輪場の現地視察として、高田馬場駅第一自転車等駐輪場を視察し、民間のノウハウを活かした駐輪場運営が、放置自転車対策という目的に向けて有効に機能していることを実感できた。 引き続き、区の自転車施策の更なる推進に向けて、様々な手法を活用してほしい。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	49	-	安全で快適な鉄道駅の整備促進
------	----	---	----------------

事業概要
<p>鉄道駅の安全性向上や快適な利用空間を整備するため、ホームドア及びエレベーターの設置促進を図ります。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【評価】

区としては、民間事業者に設置を働きかけ支援する立場であり、その活動を進めていることから、計画どおりと評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

ホームドア設置については区が事業主体ではないことから、その整備について将来展望が見えないことは、やむを得ない面もあるが、ホームドア未設置駅での死亡事故等から区民の関心が高い課題である。

鉄道事業者と粘り強く協議し、地元区として可能な限り設置を後押しするとともに、区内鉄道駅の整備状況及び今後の整備予定について、区ホームページ等の媒体を活用して示すことを検討してほしい。

【その他意見・感想】

指標1「鉄道駅ホームドア設置補助」の目標値・実績値が、単年度の値か複数年度累積値なのか、非常に分かりづらいため、指標の定義欄に「累積」を追加する等、記載を改善してほしい。

指標2「鉄道駅ホームドア及びエレベーターの設置促進」では、「設置促進」を目標としているが、設置促進に向けた具体的な取組内容が明記されていないことから、指標としての意味がなく、実績を適切に評価することができなかった。

指標の見直し、取組内容の記載の詳細化等により、目標と実績を明確に表現し、適切な評価につなげてほしい。

新宿駅は乗降客数世界一を誇り、それぞれのホームが非常に混雑することも多い。現在ホームドアが設置されていないことについては様々な事情があると思うが、事業者と区が一体となって、ホームドア設置に向けた取組を進めてほしい。

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	461	地域公共交通への支援
-------------	------------	-------------------

事業概要
新宿駅周辺循環型バス(新宿WEバス)の運行を支援します。

外部評価意見
<p>新宿 WE バスを身近な交通機関として重宝している区民もいる。</p> <p>現在、コロナ禍を契機に休止したままのルートもあるが、新宿 WE バスのルート見直しにあたっては、区民の利用促進に資するよう、引き続き留意してほしい。</p>

経常事業	462	自転車利用環境の整備促進
-------------	------------	---------------------

事業概要
交通事故の防止、快適な歩道空間の確保を目指し、自転車利用者に対して遵守すべき自転車利用のルール・マナーについて、普及、啓発を実施します。

外部評価意見
<p>フードデリバリーサービスの普及等もあり、危険な自転車走行が非常に多いように感じる。安全な自転車利用について、これまで以上に周知啓発を充実させることが必要である。</p> <p>区内 4 警察署等と連携した街頭活動の回数を増やす、関連イベント実施時に周知する等して、周知啓発の機会を増やすとともに、歩道走行できる自転車には条件があること、速度制限があること等、自転車利用のルール・マナーの周知啓発内容を充実させてほしい。</p> <p>併せて、令和 5 年 7 月 1 日から規制が緩和され、免許なしで運転できるようになった電動キックボードについても、その安全な利用について、必要に応じて周知啓発を実施してほしい。</p>

経常事業	467	鉄道施設の整備促進
-------------	------------	------------------

事業概要

いわゆる開かずの踏切となっている西武新宿線の高田馬場駅から西側の区内区間の14踏切について、鉄道立体化等の踏切対策をすることで、交通渋滞の緩和や踏切事故の解消を図っていきます。

外部評価意見

区民の関心の高い事柄であるが、進展が見えないことにもどかしさがある。実現の困難さも含め取組状況をより丁寧に区民に示すことが期待される。

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造
個別施策	16	平和都市の推進
計画事業	64	－ 平和啓発事業の推進

めざすまちの姿・状態

「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づいて、区民一人ひとりが平和の大切さと戦争の悲惨さへの認識を深め、平和を守っていくまちをめざします。

外部評価結果

(順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)

おおむね順調に進んでいる

外部評価意見

【総合評価】

「新宿区平和都市宣言」の趣旨の基、平和啓発活動として、「平和展」「親と子の平和派遣」「平和派遣者との協働事業」等を実施し、さらに平和の大切さを伝える講演や新宿区平和都市宣言 35 周年記念事業「平和のつどい」の配信では、実施方法をオンラインにする等工夫を凝らし、着実に事業を進めている。

また、計画事業 64「平和啓発事業の推進」の指標 2「平和な地域・社会を愛する心情に関する児童・生徒の意識」が継続して高いレベルにあることは、未来を担う子どもたちの意識の涵養が順調に進んでいることを示していると思われ、好ましい。

以上のことから、おおむね順調に進んでいると評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

終戦から 80 年近くが経過し、戦争を実際に経験した方が減っていく中、平和意識の啓発の重要性はますます高まっている。

戦争の悲惨さや平和の大切さを途切れることなく語り継いでいくために、これまでの取組を継続するとともに、町会連合会、商店会連合会等の区内各団体や、より多くの団体との連携により取組を充実させる余地がないか、検討してほしい。

【その他の意見・感想】

新宿区総合計画における本個別施策に係る記載には、「『新宿区平和都市宣言』の趣旨を更に周知し、理解を深めることが大切です。」とあるが、平和都市宣言の記念板が区役所にあることを知らない人も多いのではないだろうか。

例えば、3 月 15 日の平和都市宣言の記念日に、平和都市宣言に係るイベントを区役所で行うことや、平和の灯、キャンドルをともすキャンドルライトアップなどを実施すること等、更なる周知啓発についても検討してほしい。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業	64	-	平和啓発事業の推進
------	----	---	-----------

事業概要
<p>「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和に関する認識を深めるための啓発普及活動を推進します。平和の尊さを感じる機会として戦争と平和に関する資料・ポスター展示やコンサート等を行うとともに、地域における平和の担い手を育むため被爆地の広島・長崎へ区民の親子を派遣します。さらに、平和派遣に参加された方々で構成する「新宿区平和派遣の会」と協働し、様々な平和啓発事業を行うことで、戦争の悲惨さと平和の大切さを共有し次世代に伝えていきます。</p>

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>「新宿平和都市宣言」の趣旨に基づいて、「平和展」「親と子の平和派遣」「平和派遣者との協働事業」等、次世代に平和を伝える平和啓発事業を、インターネット配信等の手段も用いて予定どおり実施できていることから、計画どおりと評価する。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>指標1「平和啓発事業の推進」は目標値を「推進」としているが、この目標値では事業の進捗を客観的に評価することができない。定量的な評価指標の設定を検討されたい。</p> <p>引き続き「平和展」「親と子の平和派遣」「平和派遣者との協働事業」等の取組を継続し、平和の大切さを伝えてほしい。戦争体験者の話はもちろんだが、平和派遣で広島、長崎に行った子どもたちの体験談も含め、アーカイブを充実させてほしい。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

基本政策	V	好感度 1 番の区役所
個別施策	1	行政サービスの向上
計画事業	69	－ 多様な決済手段を活用した電子納付の推進
計画事業	70	－ 行政手続のオンライン化等の推進

めざすまちの姿・状態	
行政サービスがより利用しやすくなるよう、窓口案内等の質の向上を図るとともに、ICT の活用など、行政サービスの一層の向上を進めていきます。	

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
<p>【総合評価】</p> <p>交通系電子マネー決済やコード決済の導入による電子納付の推進や、行政手続のオンライン化、各種書類のコンビニ交付等を通じ、行政サービスの向上に向け、適切に取り組んでいることや、成果指標の「区役所への好感度」が順調に向上していることから、おおむね順調に進んでいると評価する。</p>	
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>住民が区役所や出張所に来て、記載台で申請書を書く手間は大きい。</p> <p>北見市、米子市、横須賀市はじめ、多くの自治体で、書かないワンストップ窓口をはじめており、記載台のない、申請書を書かない、窓口サービスが普及し始めており、デジタル庁も推奨している。新宿区でも是非検討を進められたい。</p> <p>24 時間申請可能で来庁する必要がない、現金がなくても支払い可能である等、当該施策で掲げられている電子納付の推進や行政手続のオンライン化については、区民サービス向上に直結するため、スピード感をもって取り組んでもらいたい。</p> <p>一方、新しいサービスのあり方に不安を抱く高齢者等の区民もいるため、既存の窓口における丁寧な接遇や職員の資質向上等についても引き続き取り組む等、適切に配慮した上で施策を推進してほしい。</p>	
<p>【その他の意見・感想】</p> <p>区民の利便性を高めることで、区政への関心を高め、ひいては参画を促せるよう、本施策を積極的に推進してほしい。</p>	

内部評価	おおむね順調に進んでいる
-------------	--------------

計画事業	69	-	多様な決済手段を活用した電子納付の推進
------	----	---	---------------------

事業概要
<p>公金の納付について、電子マネー等による新たな決済手段を導入し、納付手段の拡充による区民の利便性の向上を図ります。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
<p>計画どおり</p>
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>当初の予定どおり、公金の納付について、交通系電子マネーやコードを使っての決済を導入し、区民の利便性向上を図れたことから、計画どおりと評価する。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>電子決済、QR決済、クレジット決済、キャッシュ支払いに関して、自動レジシステムを導入し、無人化できないか、検討してほしい。他の自治体では自動レジを展開している例も出てきている。</p> <p>現在、料金の収受に関して、窓口で相当の人手がとられてしまっているが、自動レジシステムの導入により、そういった職員が他の業務に従事することができるようになる。</p> <p>今後こうした電子マネー決済、コード決済等の技術はますます普及し、区役所での手続きにおいても一般的になっていくと思われるが、こうした新技術になかなか馴染めない、高齢者等の区民が一定数存在することも、考慮してほしい。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	70	-	行政手続のオンライン化等の推進
------	----	---	-----------------

事業概要
行政手続について、区民が窓口に来庁することなく、24 時間申請手続を可能とするため、電子申請等を推進し、区民の利便性向上を図ります。

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>指標「電子申請の導入手続数」の令和4年度実績値167は、目標値65を大きく上回るとともに、令和3年度の実績値83の2倍以上であり、東京電子自治体共同運営電子申請サービスやマイナポータル・ぴったりサービスを活用して電子申請が順調に導入されていることがうかがえる。</p> <p>電子申請を適切に推進し、区民の利便性の向上を図ることができていることから、計画どおりと評価する。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>他自治体の事例も参考に、引き続き電子申請の積極的導入に努めてほしい。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	654	窓口案内業務委託
-------------	------------	-----------------

事業概要

窓口の混雑緩和、待ち時間の短縮等を図るため、窓口の案内・申請書の記入方法についての説明・誘導を行うフロアアシスタントを委託により配置しています。

外部評価意見

これからも、高齢者、障害者、様々な国籍の外国人等、区役所での手続きにあたりサポートを必要とされる方に適切に対応するため、引き続きフロアアシスタントを配置してほしい。

第3章 今後に向けて

第5期の最終年度となる今年度の評価作業は、令和3、4年度に引き続き、新宿区総合計画の個別施策を選定し、それらを構成する計画事業の評価と経常事業の取組状況の確認をした上で、個別施策を評価するという、第4期で構築した評価手法を継承し、実施した。

ここでは、評価の過程で、各部長、各委員から出された意見を踏まえ、今年度の評価作業の全体を通じて浮き彫りになった課題や問題点、さらには今後の展望を記す。

区におかれても、これらの意見を十分に受け止めていただき、引き続き、行政評価の質を高めていくように取り組んでいくことを望む。

1 内部評価シートについて

内部評価シートは、内部評価の様式であるとともに、外部評価の基礎資料であるため、区の行政評価の過程全体を通じて重要な役割を果たしている。その記載について、当委員会では、より分かりやすく、より丁寧なものとなるよう区に対して様々な改善を要望し、区はそれに対し一定程度対応できている。

しかし、依然として、1事業あたりの記載の文字数が非常に多いことや、別資料である実行計画冊子を参照しなければ当初計画内容が分からない等、この資料が抱えている根本的な課題の解決には至っていない。

区においては、区民等にとって分かりやすい資料という視点に加え、作成する職員の負担軽減、業務効率化という視点も踏まえ、当該資料が有する情報量を損なうことなく、上記課題に対応できる様式の見直しについて、さらに一步踏み込んだ検討を行ってほしい。

2 外部評価のあり方について

当委員会では平成30年度から、それまでの計画事業評価に加え、総合計画の個別施策の評価を実施しているが、個別施策は総合計画の基本政策の実現に向け、区の取組の方向性を定めるものであり、個別施策の評価結果については、単年度の行政評価の過程では区の施策等に反映できない場合がある。

この課題に対応するため当委員会では、新たな取組として、令和5年度に「新宿区第三次実行計画（令和6～9年度）」の策定作業が実施されることを踏まえ、令和3～5年度の外部評価実施結果報告書の内容を元に、区が中長期的視点で取り組むべきと考える内容を抽出し、「新宿区第三次実行計画への提言」として取りまとめた。

この取組を通じ、これまでの単年度評価では実施できなかった、実行計画期間を通じた個別施策の評価結果を次期実行計画につなげるという、複数年度にわたる実行計画レベルのPDCAの形をつくることができたことは、第5期外部評価委員会の成果と捉えている。

区においても、区の施策・事業の評価について、より実りがあり、より効果的な手法を引き続き検討し、実行してほしい。

以上、「今後に向けて」として、課題等を整理した。

第5期外部評価委員会は、今年度で任期を終えることとなるが、第6期以降の外部評価委員会が、これらの課題等に対して、引き続き区とともに協働的に取り組んでいくことを願っている。

<資料>

1 新宿区第三次実行計画（令和6～9年度）への提言

令和5年2月7日 新宿区外部評価委員会

新宿区外部評価委員会では平成30年度から、それまでの計画事業評価に加え、総合計画の個別施策の評価を実施しているが、個別施策は総合計画の基本政策の実現に向け、区の出組の方向性を定めるものであり、個別施策の評価結果については、単年度の行政評価の過程では区の施策等に反映できない場合がある。

この課題に対応するため、第五期新宿区外部評価委員会（令和3～5年度）では、令和5年度に「新宿区第三次実行計画（令和6～9年度）」の策定作業が実施されることを踏まえ、令和3・4年度の外部評価実施結果報告書から、両年度の外部評価対象となった7個別施策の評価結果及びその他意見につき、区が中長期的視点で取り組むべきと考える内容を抽出し、総合計画の個別施策を具体の事業として計画的に実施していくために策定する実行計画への提言として、下記のとおり取りまとめた。

なお、令和5年度の外部評価実施結果を踏まえた実行計画への提言についても、別途実施する予定である。

区におかれては、実行計画策定に当たり、本提言を前向きに受け止め、対応を検討していただきたい。

記

1 実行計画の策定に関する提言

(1) 指標設定について

ア 事業評価は、指標に掲げる目標の達成度と、事業実績等の情報を総合して実施することとしている。評価の客観性・安定性を担保するためには、アウトカム型の数値目標を設定するなど、事業成果を明確かつ定量的に確認できるものとなるよう、必要に応じた指標の見直しを行うべきである。

イ 事業実施にあたっては、コロナ禍での対応のように、状況に応じて内容・手法を変更することがあり得るが、指標設定にあたっては、そうした変更が生じた場合でも、事業評価の尺度として適切に機能することにも、留意する必要がある。

ウ より適切に事業評価を行い、広く区民の理解を得るため、指標については、その定義や設定理由が分かりやすく示されることが必要である。

また、指標の値が単年度の値なのか、複数年度の値を合算した累積値なのかを明記する等、曖昧さを払拭するための検討も重要である。

(2) 記載全般について

ア 予備知識のない区民でもなるべく事業内容を理解できるよう、計画書の記載全般につき、より分かりやすいものとされるよう期待する。

2 個別施策・事業内容に関する提言 [対象：令和3・4年度の外部評価対象となった7個別施策]

(1) 個別施策Ⅰ－3「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」について

ア 障害当事者の話を聴く機会や、障害の有無に関わらず区民が共同で活動する機会を更に増やしていくことで「心のバリアフリー」を一層推進する等、当該施策の「めざすまちの姿・状態」欄に掲げられている「区民が互いに支援し合う関係づくり」に関わる取組を、より積極的にこの施策の軸のひとつと位置づける方向で、引き続き力を注がれるよう期待する。

イ 令和2(2020)年度において指標1、指標2ともに前年度の実績を下回ったことを踏まえ、その要因の検証結果を活用し、改善に努める必要がある。

(2) 個別施策Ⅰ－4「安心できる子育て環境の整備」について

ア 子育て環境の整備は、子どもの成育過程の中心である「家庭」を支援する視点、男性のさらなる子育て参加を支援する視点、さらには、子どもの育ちを支え合うまちづくりという視点を、十分意識して進める必要がある。

イ 大型マンションの建設等により人口が急増している地域への適切な対応や、児童虐待の防止にもつながる子育て環境の一層の充実を図るべきである。

ウ 複数年度にわたって進められる児童相談所の設置準備では、進行計画をより具体的に示し、区民の理解を得ながら進めていくことも重要である。

(3) 個別施策Ⅰ－9「地域での生活を支える取組の推進」について

ア 日本社会に占める高齢者、単身世帯の割合は増加していく見込みであり、当該施策による取組の重要性はますます高まっていく。高齢者や障害者等含め、皆が共に

生きる地域社会を目指し、成年後見制度、就労支援、民間賃貸住宅への円滑な入居促進のための助成といった各種支援が、必要な人に届くように、関係団体との協力も含め、更なる普及啓発を行う必要がある。

(4) 個別施策Ⅱ－1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」について

ア 令和4年度外部評価で当該個別施策を評価した際、「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」に向けた取組の全体像、及びその中での各事業の必要性や優先度、区民に求めることを、区としてどのように考えているのかが分かりづらい。

これらを区民に対して分かりやすく示すとともに、区が有する災害関連情報をより積極的に公表、周知することで、区の取組に対する理解を得、区民からの協力をさらに引き出すことが、この施策の更なる推進にあたり必要である。

イ 例えば西新宿五丁目のように地価の高い地域で、木造密集地域解消のための市街地再開発を実施する際には、巨大な共同住宅を建設せざるを得ないということは理解できるが、当該再開発エリアと周辺エリアとの関係性や街並みの連続性という意味では、課題を生じる手法であることも否めない。

こういった課題に対し、ソフト・ハード両面の視点から、対応を検討すべきである。

(5) 個別施策Ⅲ－8「地球温暖化対策の推進」について

ア 昨今の水害の多発など、多くの災害が地球温暖化に起因すると強く指摘される中で、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、区はゼロカーボンシティを目指すことを表明しており、施策全体として大きな変革の時である。このため、区としてゼロカーボンシティの実現に必要な施策・事業体系の再構築を行い、これをわかりやすく全体像として示す計画を策定する必要がある。この取組について区民や事業者に対しての周知を強化し、多主体の共感と協力を得ながらゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めるべきである。

(6) 個別施策Ⅲ－12「まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」について

ア 一人でも多くの方が参加できるような、魅力ある企画やPR活動により、区民一人ひとりが新宿の文化や歴史の魅力により一層関心を高め、また愛着と誇りを育み、多くの人々が繰り返し訪れたいくなるまちづくりを推進する必要がある。

これからも、新宿区ゆかりの文化人などを貴重な文化歴史資源として、全国に広く情報を発信し、埋もれた文化芸術など、新宿の多彩な魅力を発掘、創造、発信し続けるべきである。

イ 今後も新宿の文化芸術活動を推進するには、新たな魅力づくりを行うとともに、行政だけではなく、活動に熱心な区民の協力を得ながら、区民や国内外から新宿を訪れる人に対して広くアピールしていく必要がある。

(7) 個別施策Ⅲ－１５「多文化共生のまちづくりの推進」について

ア 感染症や地震、台風等の危機管理関係の情報に外国人住民がアクセスしやすい情報提供のあり方や、日本人住民と外国人住民がともに行う地域活動について、関係する他部署とも緊密に連携し、さらに充実した取組を行う必要がある。

2 新宿区第三次実行計画（令和6～9年度）への提言（令和5年度）

令和5年11月13日 新宿区外部評価委員会

第五期新宿区外部評価委員会（令和3～5年度）は、令和3・4年度の外部評価実施結果報告書から、両年度の外部評価対象となった7個別施策の評価結果及びその他意見につき、区が中長期的視点で取り組むべきと考える内容を抽出し、令和5年2月7日に「新宿区第三次実行計画（令和6～9年度）への提言」として取りまとめるとともに、令和5年度の外部評価実施結果を踏まえた提言についても、別途実施することとした。

このたび外部評価委員会では、「新宿区第三次実行計画（素案）」の「新宿区第三次実行計画（令和6～9年度）への提言」への対応状況を確認した結果生じた指摘事項、及び令和5年度の外部評価実施結果から抽出した、区が中長期的視点で取り組むべきと考える内容を、第三次実行計画に対する追加の提言として、下記のとおり取りまとめた。

区におかれては、令和6年1月に予定している「新宿区第三次実行計画」策定に向けた検討にあたり、本提言を前向きに受け止め、対応を検討していただきたい。

記

1 「新宿区第三次実行計画（素案）」確認結果に基づく提言

（1）指標設定について

ア 指標については、アウトカム型指標の設定や、記載を分かりやすいものとする工夫等を通じた改善が見られる。

しかし、たとえば、計画事業20①「建築物等の耐震性強化（建築物等耐震化支援事業）」の指標「住宅の耐震化率」の令和7年度、8年度の目標欄に「－」が記載されているが、その理由が分からないことや、計画事業38「安全で快適な鉄道駅の整備促進」の各年度の目標がすべて「設置促進」となっているほか、同様に毎年度の目標が「推進」や「調整」などと記載されており、区の目標が不明であること等、未だ課題は残されている。

また、今回の改善点の一つとして、指標定義欄に必要な応じて〔累積〕／〔年度別〕が記入されたが、指標によっては、〔累積〕と〔年度別〕が適切に使い分けられていないように見えるものもある。

以上のことを踏まえ、さらに適切な記載とする余地がないか確認し、改良してほしい。

(2) 個別施策Ⅰ-3「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」について

ア 素案の記載では、計画事業6「障害者グループホームの設置促進」や計画事業7「区立障害者福祉施設の機能の充実」による施設拡充を進めていくことは明確であるが、経常事業「障害を理由とする差別の解消の推進」の事業概要の記載内容が、第二次実行計画と全く同じであり変化がないことから、「めざすまちの姿・状態」に掲げる「区民が互いに支援し合う関係づくり」への区の姿勢が読み取れない。

令和6年4月からは、改正障害者差別解消法の施行により、事業所においても障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることも踏まえ、より一層の取組姿勢を示すべきである。

(3) 個別施策Ⅰ-4「安心できる子育て環境の整備」について

ア 第二次実行計画の経常事業「地域における子育て支援サービスの推進」を引き継ぐ経常事業「子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援」の事業概要には、第二次実行計画にあった「地域全体で親と子の育ちを支える環境づくりを進め、在宅子育て家庭を含めた全ての子育て家庭への支援を行います。」という文章が削除されており、総合計画における当該施策の記載にも掲げている「地域で支える子育て支援体制の構築」に向けた取組が後退しているように見える。

子育て中の「家庭」を支えること、男性のさらなる育児参加を促すことを含め、子育てを地域で支えることを促進する視点を明確に示すべきである。

イ 計画事業11「児童相談体制の整備」の記載では、事業概要や年度別計画において具体的な取組が示されておらず、さらに、第二次実行計画の計画事業12「児童相談所設置準備」の事業概要に記載されていた「専門性を備えた人材の確保と育成等」も削除されており、23区中8区が既に児童相談所を開設している中において、新宿区の取組姿勢が後退しているように見える。

新宿区特有の事情があり、それに応じた取組が必要ということであれば、そのことを区民が理解できるよう、第三次実行計画冊子での記載を含め、可能な限り丁寧な情報提供に努める必要がある。

(4) 個別施策Ⅰ-9「地域での生活を支える取組の推進」について

ア 第二次実行計画及び第三次実行計画（素案）それぞれにおける、当該施策を構成する事業の記載が、全く同じであり、「普及啓発」が必要であるとの指摘に応えていない。

事業によっては実績が伸び悩んでいるものもあることから、区の支援を必要としている人に向けての普及啓発を強化し、そのことを明記するべきである。

(5) 個別施策Ⅱ－1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」について

ア 当該施策に対して、第三次実行計画への提言において求めた「これらを区民に対して分かりやすく示すとともに、区が有する災害関連情報をより積極的に公表、周知することで、区の実行計画に対する理解を得、区民からの協力をさらに引き出すこと」とは、実行計画に方向性を示すことだけでなく、全体像を示す総合的なパンフレットの配布、ホームページ掲載などにより、区民理解を深めることが必要ということである。そのような新規の取組を行うことで区民との協働を強化し、当該施策をより充実させることが必要である。

2 個別施策・事業内容に関する提言〔対象：令和5年度の外部評価対象となった7個別施策〕

(1) 個別施策Ⅰ－1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」について

ア 健康づくりと介護予防・フレイル予防においては、健康づくり・介護予防推進コーディネーターの重要性に鑑みて、その経験と技術を発展的に継承していく人材の育成を図りつつ、いっそうの地域展開を進めていってほしい。

また、区の実行計画や地域の通いの場等に繋がっていない75歳未満の方達にも、個別性を踏まえた積極的なアプローチや情報提供がなされることを望む。

イ ウォーキングの推進事業については、区内の魅力あるスポットを巡ることで新宿区の文化観光にもつながる要素を秘めている。そのため、他部署との積極的な連携が図られ、この事業が街の美化・緑化といったまちづくりと一体的に企画、推進されることで、区内の文化や歴史を参加者が再発見する機会をも提供するものに発展していくことを期待する。

また、現状では参加者の中心は高齢者層であることから、働き世代の参加をさらに促すための工夫や企画が望まれる。

ウ こころの健康支援に関しては、地域包括ケアシステムを精神障害にも対応できるものに発展させていくための課題検討を、ぜひ積極的に進めてほしい。

(2) 個別施策Ⅰ－7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」について

ア 区政モニターアンケートの結果からも、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分担意識に反対する人の割合は年々増加傾向にあり、男女が互いに協力しながら社会に参画できる環境づくりの重要性は高まっている。そのため、ワーク・ラ

イフ・バランスについては、区内事業所における更なる推進に向けて取組を進めて
る必要がある。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、従業員の福利厚生だけでなく、事業所の魅
力向上につながるため、そうした視点も踏まえ、事業所への普及啓発を行うべきで
ある。

イ 若者の区政参加の促進については、しんじゅく若者会議で実施している若者の区
政への関心を高めるための取組が、実際の若者の区政参加の促進につながるよう、
指標の見直しを含め、取組内容を充実させるべきである。

また、しんじゅく若者会議において交わされた意見については、各町会や区関係
部署等、関係先に周知し、今後の活動への活用を図る必要がある。

ウ 本個別施策の「めざすまちの姿・状態」に記載されている「学校や職場等の社会
生活でつまずきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分
らしく生活できるまち」に向けた取組が見えづらい。非常に重要なテーマであるた
め、引き続き関係する取組を推進するとともに、取組状況を分かりやすく示すべ
きである。

(3) 個別施策Ⅲ－3「地域特性を活かした都市空間づくり」について

ア 本施策で推進するまちづくりにおいては、地域住民や地権者、事業者の主体的な
動きを、誘導・支援するのが区の主な役割であるため、その進捗を区が主体的にコ
ントロールすることが難しいことは理解したが、本施策や本施策を構成する事業を
正確に評価するには、それぞれの地域において何が課題で、区として何を指すか
を指標の目標等として分かりやすく示し、それに対する実績を客観的に評価する必
要がある。

(4) 個別施策Ⅲ－4「誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」 について

ア 成果指標「道路の歩きやすさ満足度（安全で快適な歩きやすい道路だと感じる人
の割合）」の令和4年度実績は26.3%である。これは、区内道路を安全で快適な歩き
やすい道路だと感じている区民は4人中の約1人しかいない、ということであり、
区はこの状況を改善すべく、本施策の取組を更に強化していく必要がある。

イ 当該施策は、移動にあたり不便を感じやすい方（高齢者、障害者、子連れの親
等）を念頭に置いて取り組む必要がある。

現在の成果指標は、区政モニターアンケートの回答結果を活用したものであり、

区民全体の意識を把握するという観点から適切だが、それとは別に、移動にあたり不便を感じやすい方に焦点を当てた指標を設定することで、当該施策の達成状況をより正確に評価し、今後の展開につなげていけると考える。

- ウ 本施策の事業内容は整備が中心だが、「新宿区ユニバーサルデザインまちづくりニュースレター」等の分かりやすい資料を教材として活用したり、課外授業・フィールドワークとしてユニバーサルデザイン・バリアフリー整備の現場を訪れたりする等、他部署との連携を通じた普及啓発にも努めるべきである。

(5) 個別施策Ⅲ－6「交通環境の整備」について

- ア 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」は、自転車利用に関して多面的な価値、取組を扱った優れたものと考えられる。また禁止区域の指定と駐輪場の整備により放置自転車問題が大きく改善するなど、本施策は着実に成果を上げている。

その一方、この総合計画で示された自転車に関する取組の全体像は、実行計画で示された当該個別施策の体系からは伝わりづらい。

また、自転車や電動キックボードの危険な走行は依然として多く、走行ルールやマナーの周知、啓発、指導について不十分な面もあると考えられることから、交通管理者との緊密な連携のもとで区として可能な事業展開が期待される。

この点も含め、実行計画における個別施策・計画事業・経常事業の体系をわかりやすく区民に示すことに取り組むべきである。

(6) 個別施策Ⅲ－16「平和都市の推進」について

- ア 終戦から80年近くが経過し、戦争を実際に経験した方が減っていく中、平和意識の啓発の重要性はますます高まっている。

戦争の悲惨さや平和の大切さを途切れることなく語り継いでいくために、これまでの取組を継続するとともに、町会連合会、商店会連合会等の区内各団体や、より多くの団体との連携により取組を充実させる余地がないか、検討するべきである。

(7) 個別施策Ⅴ－1「行政サービスの向上」について

- ア 24時間申請可能で来庁する必要がない、現金がなくても支払い可能である等、当該施策で掲げられている電子納付の推進や行政手続のオンライン化については、区民サービス向上に直結するため、スピード感をもって取り組んでもらいたい。

3 今後の行政施策の展開に際して留意すべき点に関する提言

(1) デジタル化の展開に伴う「デジタル弱者」への丁寧な対応について

デジタル化の展開等、新しいサービスのあり方に不安を抱く高齢者等の区民もいるため、既存の窓口における丁寧な接遇や職員の資質向上等についても引き続き取り組む等、適切に配慮した上で施策を推進する必要がある。

(2) 関係主体の連携強化等について

多くの施策において、その展開にあたり、区の関係部署はもとより、町会・自治会、商店会等とも分担、協力して総合的に取り組むことの必要性が増しつつある。これにあたっては、関係主体が密に情報共有しつつ積極的に連携し、区民に全体系をわかりやすく示すなどにより、取組の効果や効率の最大化を図るべきである。

(3) 施策・事務の不断の見直しについて

前記(1)、(2)のほか、社会経済情勢の変化に伴い、行政サービス需要の多様化と高度化、行政主体の人手不足等が想定されることから、既存施策・事業のあり方、内容、事務の進め方等を抜本的に見直すことが必要となる。区においては、このような不断の見直しに躊躇せず、ICT（情報通信技術）の積極的な活用等を図りつつ、行政サービスの向上・効率化に取り組む必要がある。

3 新宿区外部評価委員会委員名簿

部会名 担当分野	氏 名	役 職	所 属 等
第1部会 まちづくり 環境 みどり	星 卓志	会長 部会長	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
	上野 麻美		公募区民
	君島 淳二		公募区民
	板本 由恵		新宿区エコライフ推進協議会
	大西 秀明		新宿区防災サポーター連絡協議会
第2部会 福祉 子育て 教育 暮らし	山本 卓	部会長	法政大学法学部政治学科 教授
	的場 美規子		公募区民
	松井 千輝		公募区民
	前田 香織		新宿子育てメッセ実行委員会
	鱒沢 信子		民生委員・児童委員協議会
第3部会 自治 コミュニティ 文化 観光 産業	稲継 裕昭	副会長 部会長	早稲田大学政治経済学術院 教授
	桐山 早苗		公募区民
	藤川 裕子		公募区民
	松永 健		新宿区町会連合会
	安井 潤一郎		新宿区商店会連合会

4 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 45 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号

令和 2 年 3 月 17 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。

(2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者 3 人以内

(2) 区民 6 人以内

(3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課が担当する。

(平20年条例1・令2条例1・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平20条例1・一部改正)

附 則

[以下 略]

5 新宿区行政評価制度に関する規則

平成 26 年 3 月 31 日
新宿区規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新宿区（以下「区」という。）の行政評価制度に関し必要な事項を定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価制度 次に掲げる一連の手続をいう。

ア 第 3 条から第 5 条までの規定による内部評価の実施及びその結果の公表

イ 第 6 条の規定による外部評価の実施及びその結果の公表

ウ 第 7 条の規定による総合的判断及びその結果の公表

(2) 行政評価 区が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(3) 内部評価 区の機関（議会を除く。）が実施する行政評価をいう。

(4) 外部評価 内部評価の結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(5) 部等 新宿区組織条例（昭和 49 年新宿区条例第 3 号）第 1 条に規定する部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。

(6) 部長等 部等の長（会計室にあつては会計管理者、教育委員会事務局にあつては教育委員会事務局次長）をいう。

(内部評価の実施の時期及び対象)

第 3 条 内部評価は、毎年度実施するものとし、その時期並びに対象とする施策及び事業は、年度ごとに区長が別に定める。

(内部評価委員会の設置)

第 4 条 内部評価を適正に実施するため、部等ごとに、内部評価委員会を置く。

2 内部評価委員会は、部長等及び課長（これらに相当する職にある者を含む。）その他部長等が指定する職員をもって構成し、部長等が主宰する。

(内部評価の実施及びその結果の公表)

第 5 条 内部評価委員会は、第 3 条の規定により内部評価の対象とされた施策及び事業（以下「評価対象施策・事業」という。）のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局に置かれる内部評価委員会にあつては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合

政策部長と協議の上、内部評価を実施するものとする。

2 部長等は、前項の規定により実施した内部評価の結果を区長に提出するものとする。

3 区長は、内部評価の結果を決定したときは、これを速やかに公表するものとする。

(外部評価の実施及びその結果の公表)

第6条 外部評価の実施及びその結果の公表については、別に定めるところによる。

(総合的判断及びその結果の公表)

第7条 部長等は、内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、評価対象施策・事業のうち当該部等に係るもの(教育委員会事務局次長にあつては、中央図書館に係るものを含む。)について、総合政策部長と協議の上、その方向性を検討し、その結果を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により提出された同項の結果に基づき、評価対象施策・事業について、その方向性を総合的に判断し、その結果を速やかに公表するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この報告書は、新宿区外部評価委員会から新宿区長に対して報告された外部評価実施結果について、新宿区外部評価委員会条例第12条に基づき公表するために、印刷製本したものです。

令和5年度 外部評価実施結果報告書

印刷物作成番号
2023-15-2101

発行年月 令和5年11月

編集・発行 新宿区総合政策部企画政策課 電話 03-5273-3502 (直通)
東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号